

秩父市公共下水道ウォーターPPP
(管理・更新一体マネジメント) 事業

実施方針（案）

令和8年10月

秩父市環境部下水道課

(このページは空白です)

実施方針

目 次

第 1 章 事業内容に関する事項.....	1
1.1 事業名称.....	1
1.2 公共施設等の管理者の名称.....	1
1.3 事業の背景・目的.....	1
1.4 本事業の対象施設.....	2
1.5 事業方式.....	6
1.6 業務の範囲.....	6
1.7 性能発注の導入方式と具体的な要求水準の考え方.....	9
1.8 事業期間.....	9
1.9 事業の費用負担.....	9
1.10 サービス対価の支払い.....	10
1.11 改築に関する留意事項.....	12
1.12 その他の留意事項.....	12
1.13 実施方針等に係る説明会の実施及び質問・意見の受付、回答の公表.....	13
第 2 章 事業者の募集及び選定に関する事項.....	14
2.1 募集及び選定方法.....	14
2.2 募集及び選定スケジュール.....	14
2.3 応募者の資格要件.....	14
2.4 審査及び選定手続き.....	19
第 3 章 事業契約等に関する事項.....	21
3.1 基本協定及び契約の締結.....	21
3.2 SPC 又は JV の設立.....	21
3.3 SPC 設立の条件.....	21
3.4 優先交渉権者による事前準備行為.....	21
3.5 事業契約の締結.....	21
3.6 契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置.....	21
3.7 次点交渉権者との契約交渉.....	21
3.8 契約に要する費用の負担.....	22
第 4 章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項...	23
4.1 リスク分担の基本的な考え方.....	23
4.2 モニタリング.....	23
4.3 保険.....	24
4.4 事業者の権利義務等に関する制限及び手続.....	24
第 5 章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	25
5.1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置.....	25
第 6 章 その他事業の実施に関し必要な事項.....	27
6.1 債務負担行為.....	27
6.2 実施に関して使用する言語及び通貨.....	27

実施方針

6.3 応募書類の作成等に係る費用.....	27
6.4 本事業に係る情報の提供方法.....	27
6.5 実施方針の変更.....	27
6.6 提出図書の取扱い.....	27
6.7 特許権等.....	27
6.8 問合せ先.....	28
別紙1 事業スキーム図（例）.....	29
別紙2 対象施設の数値内訳.....	31
別紙3 コンサルタント業務対象業務.....	43
別紙4 下水道全体計画図・施設一般平面図.....	44
別紙5 リスク分担（概略案）.....	47
別紙6 様式集.....	54

実施方針

用語の説明

水の官民連携（ウォーターPPP）	： 水道、工業用水道及び下水道において、地方公共団体と民間事業者が連携して施設の管理、更新等を行う官民連携方式をいう。「管理・更新一体マネジメント方式」と「公共施設等運営事業（コンセッション方式）」の総称。PPPは「Public Private Partnership（パブリック・プライベート・パートナーシップ）」の略。
PFI	： 「Private Finance Initiative（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）」の略。PFI法に基づき、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して、公共施設等の整備、維持管理及び運営を行う手法をいう。
SPC	： 「Special Purpose Company（スペシャル・パーパス・カンパニー）」の略。本事業を実施することを目的として設立される特別目的会社をいう。
JV	： 「Joint Venture（ジョイント・ベンチャー）」の略。複数の企業が共同して本事業を受託し、実施する共同企業体をいう。
管理・更新一体マネジメント方式	： 下水道施設等の維持管理と、更新に関する業務を一体的に実施する官民連携方式をいう。ウォーターPPPにおける事業方式の一つ。
レベル 3.5	： 管理・更新一体マネジメント方式のうち、長期契約、性能発注、維持管理と更新の一体的な実施及びプロフィットシェアの要件を満たす方式をいう。
更新支援型	： 管理・更新一体マネジメント方式のうち、民間事業者が更新計画の策定や更新工事に関する支援を行い、更新工事は市が発注する方式をいう。
更新実施型	： 管理・更新一体マネジメント方式のうち、民間事業者が維持管理に加え、更新計画に基づく更新工事を実施する方式をいう。
サービス対価	： 事業者が事業契約に基づいて実施する業務の対価として、市が事業者に支払う費用をいう。
プロフィットシェア	： 事業者の新技术や創意工夫により生じた費用の縮減効果を、市と事業者との間で分配する仕組みをいう。「Profit Share（プロフィット・シェア）」は利益分配を意味する。
市	： 秩父市をいう。
応募者	： 本事業の公募型プロポーザルに応募する応募企業又は応募グループをいう。
応募企業	： 応募者のうち、単独で本事業に応募する民間企業等をいう。
応募グループ	： 応募者のうち、複数の民間企業等により構成されるグループをいう。
代表企業	： 応募グループの構成企業のうち、当該グループを代表し、応募手続等を行う企業をいう。
構成企業	： 応募グループを構成し、本事業の一部又は全部を担当する民間企業等をいう。
優先交渉権者	： 市による審査及び選定の結果、事業契約の締結に向けて優先的に交渉する者として選定された応募者をいう。

実施方針

- 事業者 : 市と事業契約を締結し、本事業を実施する単独企業、SPC 又は JV をいう。
- 公募型プロポーザル : 公募により提案を求め、価格だけでなく、実施体制、技術力、業務内容等を総合的に評価して契約の相手方を選定する方式をいう。
- 競争的対話 : 応募者との対話を通じて、事業内容、要求水準、契約条件等の認識を共有し、応募者からより適切な提案を求めるための手続をいう。
- 基本協定 : 優先交渉権者の選定後、事業契約の締結に向けた市と優先交渉権者との役割、義務及び手続等を定める協定をいう。
- 事業契約 : 本事業の業務内容、契約期間、サービス対価、責任分担その他の実施条件を定め、市と事業者との間で締結する契約をいう。
- リスク分担 : 事業の実施に伴い発生するおそれのある損失、負担又は責任について、市と事業者のいずれが負担するかをあらかじめ定めることをいう。
- モニタリング : 事業者が事業契約及び要求水準書に従って適正に業務を実施し、要求水準を満たしているかを継続的に確認することをいう。
- 権利義務 : 事業契約その他の契約に基づき、市又は事業者が有する権利及び負担する義務をいう。
- 本議決権株式 : SPC が発行する株式のうち、株主総会における全ての決議について議決権を有する株式をいう。
- 本完全無議決権株式 : SPC が発行する株式のうち、株主総会におけるいずれの決議についても議決権を有しない株式をいう。
- 債務負担行為 : 複数年度にわたる契約等について、将来の支出を行うことができるよう、あらかじめ議会の議決を経て支出の期間及び限度額を定める行為をいう。
- 特定法令等 : 法令等のうち、本事業に直接関係し、その制定又は改廃による影響について、契約上の取扱いを定めるものをいう。
- 特定条例等 : 秩父市の条例、規則等のうち、本事業に直接関係し、その制定又は改廃による影響について、契約上の取扱いを定めるものをいう。

実施方針

第1章 事業内容に関する事項

1.1 事業名称

秩父市公共下水道ウォーターPPP（管理・更新一体マネジメント）事業

1.2 公共施設等の管理者の名称

秩父市長 清野 和彦

1.3 事業の背景・目的

秩父市（以下「市」という。）の下水道事業は、市民の快適で衛生的な生活環境を支えるとともに、荒川水系をはじめとする公共用水域の水質保全を図り、豊かな自然環境と調和した安全で安心なまちづくりを進めるうえで重要な役割を担っている。これまで市では、公共下水道事業および農業集落排水事業により、秩父市下水道センター、ポンプ場、管路施設ならびに農業集落排水処理施設等を整備し、生活排水の適切な処理と地域の生活環境の向上に努めてきた。

一方で、下水道施設は供用開始から相当の期間が経過しているものも多く、今後は処理場、ポンプ場、管路施設および農業集落排水施設において、老朽化に伴う点検、修繕、改築更新需要の増大が見込まれる。また、人口減少や節水型社会の進展により使用料収入の減少が懸念される中、物価上昇、維持管理費の増加、技術職員の確保、専門技術の継承といった課題にも対応していく必要がある。さらに、市は広大な市域に市街地、山間地域、農村集落が分布しており、公共下水道と農業集落排水を一体的かつ効率的に管理していくことが求められる。

国においては、下水道分野における施設の老朽化、使用料収入の減少、職員不足等への対応策として、民間事業者の技術力、維持管理ノウハウ、創意工夫を活用した官民連携の推進が示されている。また、先行する自治体では、処理場、ポンプ場、管路施設等を対象に、維持管理と更新を一体的に推進する取組が進められており、性能発注を基本とした業務の効率化、ライフサイクルコストの縮減、計画的な保全、適切なリスク分担、継続的なモニタリングによるサービス水準の確保が重視されている。

このため、市では、令和6年度および令和7年度に実施した秩父市公共下水道事業等官民連携導入可能性調査業務委託の検討結果を踏まえ、公共下水道事業および農業集落排水事業を対象とした水の官民連携の導入可能性について、対象施設および業務範囲、事業スキーム、事業費、導入効果、官民のリスク分担、民間事業者の参入意向等の観点から検討を進め、令和10年度に、維持管理と更新を一体的に推進する水の官民連携レベル3.5（更新実施型）（以下「水の官民連携」という。）の導入を予定している。

本事業は、市の公共下水道区域内および農業集落排水区域内における維持管理と改築更新を一体的に推進し、施設状態に応じた計画的な保全を図ることを目的とする。あわせて、民間事業者の専門性と創意工夫を活かした効率的な事業運営により、市民サービスの維持向上、ライフサイクルコストの縮減、財政負担の平準化、施設の健全性確保および災害時を含めた事業継続性の向上を図り、将来にわたり安定的で持続可能な下水道サービスを提供することを目指す。

実施方針

1.4 本事業の対象施設

本事業の対象となる下水道施設は以下のとおりとし、詳細については「別紙2 対象施設の数量内訳」に示す。

公共下水道（污水、合流）

対象処理区 中央処理区

対象施設 管路施設（管きょ、マンホール、マンホール蓋、取付管、マンホールポンプ）

処理場施設（秩父市下水道センター）

ポンプ場施設（武之鼻污水中継ポンプ場、大畑污水中継ポンプ場、影森污水中継ポンプ場、大野原污水中継ポンプ場）

公共下水道（雨水）

対象排水区 荒川右岸第1排水区、荒川右岸第2排水区、荒川右岸第3排水区、荒川右岸第4排水区、荒川右岸第5排水区、荒川右岸第6排水区、荒川右岸第7排水区、荒川右岸第8排水区、荒川右岸第9排水区、荒川右岸第10排水区、荒川右岸第11排水区、荒川右岸第12排水区、荒川右岸第13排水区、荒川右岸第14排水区、荒川右岸第15排水区、荒川右岸第16排水区、荒川右岸第17排水区、荒川右岸第18排水区、荒川右岸第19排水区、荒川右岸第20排水区、横瀬川第1排水区、横瀬川第2排水区、横瀬川第3排水区、横瀬川第4排水区、横瀬川第5排水区、横瀬川第6排水区、羊山排水区

対象施設 管路施設（管きょ、マンホール、マンホール蓋、取付管）

農業集落排水

対象地区 太田上、久那、別所・巴川、小川戸・塚越、明ヶ平・小川、女形

対象施設 管路施設（管きょ、マンホール、マンホール蓋、汚水桝、取付管、マンホールポンプ）
処理場施設（太田上集落排水処理センター、久那集落排水処理センター、別所・巴川集落排水処理センター、小川戸・塚越農業集落排水施設、明ヶ平・小川農業集落排水施設、女形農業集落排水施設）

表 1-1 主な対象施設の概要（管路施設：公共下水道）

対象施設	数量	備考
管きょ	約 215 km	口径：800mm 未満；92%、800mm 以上 1500mm 未満；6%、1500mm 以上 2000mm 未満；2% 管種：鉄筋コンクリート管；63%、硬質塩化ビニル管；27%、ダクタイル鋳鉄管；5%、更生管；1%、雨水管；4%
マンホール	7,936 箇所	
マンホール蓋	7,936 箇所	
マンホールポンプ	36 箇所	

実施方針

表 1-2 主な対象施設の概要（管路施設：農業集落排水）

対象施設	数量
污水管きょ	約 36km
マンホール	1,592 箇所
マンホール蓋	1,592 箇所
マンホールポンプ	34 箇所

表 1-3 主な対象施設の概要（処理場施設：公共下水道）

名称	秩父市下水道センター	
供用開始年月	昭和 43 年 10 月 1 日（中級処理） 昭和 55 年 10 月 1 日（現行処理）	
位置	埼玉県秩父市金室町 19-7	
敷地面積	67,173m ²	
用途地域	第一種住居地域	
騒音規制	敷地境界 55dB（昼間）45dB（夜間）	
振動規制	無し	
悪臭規制	臭気指数規制 15	
計画高潮位	無し	
最大津波水位	無し	
津波浸水深	無し	
洪水浸水深	無し	
排除方式	分流式（一部合流式）	
放流先	一級河川 荒川	
汚水処理方式	標準活性汚泥法（疑似嫌気好気運転）	
汚泥処理方式	濃縮－嫌気硝化－脱水－搬出	
水処理能力	計画時間最大	18,810m ³ /日
	既設能力	晴天時：21,000m ³ /日、雨天時：41,000m ³ /日
焼却炉（熔融炉）	無し※	
コンポスト化施設	無し	

※焼却炉（平成 8 年 2 月 1 日供用開始）は現存するが、平成 23 年 9 月 15 日から運転休止している。

実施方針

表 1-4 主な対象施設の概要（ポンプ場施設：公共下水道）

名称	武之鼻污水中継ポンプ場	大畑污水中継ポンプ場	影森污水中継ポンプ場	大野原污水中継ポンプ場
供用開始年月	昭和 62 年 3 月 31 日	昭和 60 年 6 月 3 日	平成 12 年 12 月 22 日	平成 5 年 4 月 9 日
処理区	中央処理区	中央処理区	中央処理区	中央処理区
位置	中村町 3-24-7	大畑町 17-16	下影森字丙下原 1281	大野原字築瀬 2111-5
敷地面積	1,600m ²	2,300m ²	360m ²	1,500m ²
用途地域	無指定	第一種住居地域	第一種住居地域	無指定
騒音規制（敷地境界）	55dB（昼間） 45dB（夜間）	55dB（昼間） 45dB（夜間）	55dB（昼間） 45dB（夜間）	55dB（昼間） 45dB（夜間）
振動規制	無し	無し	無し	無し
悪臭規制	臭気指数規制 15	臭気指数規制 15	臭気指数規制 15	臭気指数規制 15
計画高潮位	無し	無し	無し	無し
最大津波水位	無し	無し	無し	無し
津波浸水深	無し	無し	無し	無し
洪水浸水深	3m～5m	無し	無し	無し
排除方式	分流汚水	分流汚水	分流汚水	分流汚水
能力	晴天時間最大	0.97m ³ /分	0.80m ³ /分	0.43m ³ /分
	雨天時間最大	-----	-----	-----
	既設能力	2.3m ³ /分	1.6m ³ /分	0.78m ³ /分
沈砂池	有り	有り	無し	有り

※1：騒音規制は敷地境界での規制値

実施方針

表 1-5 主な対象施設の概要（処理場施設：農業集落排水）（1／2）

名称		太田上集落排水処理センター	久那集落排水処理センター	別所・巴川集落排水処理センター
供用開始年月		平成 14 年 2 月	平成 18 年 4 月	平成 22 年 4 月
地区		太田上	久那	別所・巴川
位置		秩父市太田 2426	秩父市久那 1868-1	秩父市別所 319-2
敷地面積		1,238m ²	1,981m ²	1,500m ²
用途地域		都市計画区域外	無指定	無指定
騒音規制		55dB（昼間） 45dB（夜間）	55dB（昼間） 45dB（夜間）	55dB（昼間） 45dB（夜間）
振動規制		無し	無し	無し
悪臭規制		臭気指数規制 15	臭気指数規制 15	臭気指数規制 15
計画高潮位		無し	無し	無し
最大津波水位		無し	無し	無し
津波浸水深		無し	無し	無し
洪水浸水深		無し	～0.5m	無し
処理方式		連続流入間欠ばっ気方式	膜分離活性汚泥方式	DO 制御連続流入間欠ばっ気方式
能力	計画日最大汚水量	177m ³ /日	282m ³ /日	340m ³ /日
	日平均汚水量	160m ³ /日	246m ³ /日	279m ³ /日

実施方針

表 1-5 主な対象施設の概要（処理場施設：農業集落排水）（2 / 2）

名称	小川戸・塚越農業集落排水施設	明ヶ平・小川農業集落排水施設	女形農業集落排水施設
供用開始年月	平成 9 年 5 月	平成 12 年 6 月	平成 12 年 6 月
地区	小川戸・塚越	明ヶ平・小川	女形
位置	秩父市上吉田 4267-6	秩父市上吉田 4599-3	秩父市上吉田 6837-4
敷地面積	950m ²	693m ²	133m ²
用途地域	都市計画区域外	都市計画区域外	都市計画区域外
騒音規制	55dB（昼間） 45dB（夜間）	55dB（昼間） 45dB（夜間）	55dB（昼間） 45dB（夜間）
振動規制	無し	無し	無し
悪臭規制	臭気指数規制 15	臭気指数規制 15	臭気指数規制 15
計画高潮位	無し	無し	無し
最大津波水位	無し	無し	無し
津波浸水深	無し	無し	無し
洪水浸水深	0.5m～3m	無し	無し
処理方式	告示接触ばっ気方式	回遊式間欠ばっ気浄化槽	FRP 膜分離活性汚泥方式
能力	計画日最大汚水量	165m ³ /日	66m ³ /日
	日平均汚水量	149m ³ /日	59.4m ³ /日

1.5 事業方式

本事業の事業方式は、下水道施設の維持管理と事業期間中の維持管理を踏まえた改築・更新について一体的にマネジメントする「管理・更新一体マネジメント方式（レベル 3.5）」とする。

- ① 管路施設（マンホールポンプ以外）：管理・更新一体マネジメント方式（更新支援型）
- ② 管路施設（マンホールポンプ）：管理・更新一体マネジメント方式（更新実施型）
- ③ 処理場施設・ポンプ場施設：管理・更新一体マネジメント方式（更新実施型）

なお、処理場施設・ポンプ場施設・マンホールポンプについては、事業開始後 2 年間は「更新支援型」でストックマネジメント計画実施方針を改定の上、修繕・改築計画を策定し、それ以降「更新実施型」への移行を考えている。

1.6 業務の範囲

本事業の範囲は、(1)義務事業 1)から 8)に関する業務とし、(2)附帯事業及び(3)任意事業を含めて対象事業とする。各事業及び業務の内容、要求水準の詳細は、今後公表する要求水準書（案）に示す。なお、事業者は、本事業期間中、(1)義務事業のうち、事業契約に委託禁止業務として定められた業務（8）統括管理業務）を除いたものについては、第三者に委託し又は請け負わせること（以下「委託等」とい

実施方針

う。)ができる。

(1) 義務事業

義務事業とは、本事業において、業務の遂行が事業者の義務となる事業のことをいう。義務事業に関する業務は以下のとおりである。

1) 下水道処理場施設の維持管理業務

① 運転操作監視業務

- ・ 中央監視業務
- ・ 水処理施設の運転監視業務
- ・ 汚泥処理施設の運転監視業務
- ・ 蒸気ボイラー運転業務
- ・ 巡視点検業務

② 保守点検業務

③ 修繕業務

④ 環境計測業務

- ・ 水処理に関する環境計測業務
- ・ 汚泥処理に関する環境計測業務

⑤ 物品調達管理業務

⑥ 環境整備業務

⑦ 事務業務

⑧ その他業務

2) 下水道汚水中継ポンプ場施設の維持管理業務

① 運転管理及び監視業務

② 巡回点検業務

③ 保守点検業務

④ 修繕業務

⑤ 環境整備業務

⑥ その他業務

3) 下水道管路施設の維持管理業務

① 運転管理業務

② 計画的維持管理業務

③ 清掃業務

④ 草刈業務

⑤ 修繕業務

⑥ 住民対応等業務

⑦ その他業務

実施方針

4) 農業集落排水処理場施設の維持管理業務

- ① 運転監視業務
- ② 保守点検業務
 - ・液中膜設備の保守点検
 - ・汚濁負荷量測定装置等の保守点検
 - ・自家用電気工作物の保安管理
- ③ 環境整備業務

5) 農業集落排水管路施設の維持管理業務

- ① マンホールポンプ運転監視業務
- ② 計画的維持管理業務
- ③ 清掃業務
- ④ 修繕業務
- ⑤ 住民対応等業務
- ⑥ その他業務

6) コンサルタント業務（詳細は「別紙3 コンサルタント業務対象業務」参照）

- ① 調査業務
- ② 計画策定業務
- ③ 設計業務

7) 改築工事・整備工事

- ① 改築工事
- ② 整備工事

8) 統括管理業務

- ① 実施体制の構築及び管理
- ② 統括管理業務
- ③ 下水道情報管理システム管理業務
- ④ セルフモニタリング業務

(2) 附帯事業

附帯事業とは、義務事業として設定した対象業務に追加し、義務事業と一体的に行うことにより費用縮減、環境負荷低減等の効用が発揮される事業のことをいう。

市が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は、附帯事業を提案することができるが、提案は必須ではなく義務事業の業務範囲を踏襲しても構わない。なお、事業期間中に提案することも可能とする。

市は、優先交渉権者として選定された応募者が提案した内容を踏まえて、要求水準書に事業者の実施義務を定めることとする。

実施方針

(3) 任意事業

任意事業とは、本事業又は市の用地及び施設において事業に係る全ての費用を事業者自らの負担で行う独立採算の事業又は受託事業のことをいう。

市が優先交渉権者を選定するに当たって、応募者は任意事業を提案することができ、事業期間中においても、事業者は任意事業を提案することができる。ただし、任意事業の提案は必須ではなく、事業期間中に提案し、新たに実施する場合においては事前に市の承諾を必要とする。多分野連携として市の用地及び施設を活用する事業又は受託事業を提案する場合、市は協力する。

事業者は、関係法令を遵守し、対象施設の機能を阻害せず、公序良俗に反しない範囲において任意事業を行うことができる。事業内容は提案によるが、本事業又は市の用地及び施設を活用する場合は、有償貸付による事業であることに留意し、本事業の安定経営に影響を与えないようリスク回避措置を十分に講ずるとともに、発生する費用や必要な諸手続き、本事業に影響を与えた場合の損害等はすべて事業者の責によるものとする。これは受託事業を実施する場合においても同様とする。

1.7 性能発注の導入方式と具体的な要求水準の考え方

本事業では、性能発注を原則とし、管理者である秩父市が求めるサービス水準を明らかにし、事業者が満たすべき水準の詳細を規定する。

性能発注により、民間事業者の創意工夫の発揮が実現しやすくなり、サービスの質の向上とコスト縮減を同時に達成することを目指す。

1.8 事業期間

(1) 本事業の事業期間

現時点において、事業期間は10年間とし、本事業開始日は令和10年4月1日とする。また、本事業終了日は令和20年3月31日とする。

なお、事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間を指す。

(2) 業務の引継ぎ

市又は市の指定する者への業務の引継ぎは原則として本事業期間内に行うこととし、事業者は自らの責任及び費用負担により、引継書の作成等、事業が円滑に引き継がれるように適切な引継ぎを行わなければならない。なお、事業終了の2～3年前頃には、次期事業の検討及び準備等を始める予定のため、事業者は事業の引継ぎに必要なものを提供する等市に協力しなければならない。

1.9 事業の費用負担

(1) 義務事業

市は、「1.6 (1)」に示す「管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）」に係る業務の実施に要する費用を負担する。

なお、その負担予定額等の詳細は、市と事業者との協議のうえ、事業契約に定める。

実施方針

(2) 附帯事業

市は、附帯事業に係る費用のすべてを負担する。その負担予定額等の詳細は市と事業者との協議の上、事業契約に定める。

(3) 任意事業

事業者は、任意事業に係る費用の全てを負担する。

なお、任意事業は独立採算を基本とし、その経理にあたっては義務事業及び附帯事業に係る経理と任意事業に係る経理を区分し、明らかにしなければならない。

1.10 サービス対価の支払い

(1) サービス対価の構成内容

本事業期間中、市は事業者に対しサービス対価を支払うものとし、事業者が収受するサービス対価の構成は表 1-6 のとおりとする。

サービス対価は、業務量が固定的なものと変動するものに区分し、変動するものは業務量の変動に応じて支払うものとする。

表 1-6 サービス対価の構成（1／2）

項目	内容
①下水道処理場施設の維持管理業務	・ 運転操作監視業務
	・ 保守点検業務
	・ 修繕業務
	・ 環境計測業務
	・ 物品調達管理業務
	・ 環境整備業務
	・ 事務業務
	・ その他業務
②下水道汚水中継ポンプ場施設の維持管理業務	・ 運転管理及び監視業務
	・ 巡回点検業務
	・ 保守点検業務
	・ 修繕業務
	・ 環境整備業務
	・ その他業務
③下水道管路施設の維持管理業務	・ 運転管理業務
	・ 計画的維持管理業務
	・ 清掃業務
	・ 草刈業務
	・ 修繕業務
	・ 住民対応等業務

実施方針

表 1-6 サービス対価の構成（2／2）

項目	内容
③下水道管路施設の維持管理業務	・その他業務
④農業集落排水処理場施設の維持管理業務	・運転監視業務
	・保守点検業務
	・環境整備業務
⑤農業集落排水管路施設の維持管理業務	・マンホールポンプ運転監視業務
	・計画的維持管理業務
	・清掃業務
	・修繕業務
	・住民対応等業務
	・その他業務
⑥コンサルタント業務	・調査業務
	・計画策定業務
	・設計業務
⑦改築工事・整備工事	・改築工事
	・整備工事
⑧統括管理業務	・実施体制の構築及び管理
	・統括管理業務
	・下水道情報管理システム管理業務
	・セルフモニタリング業務
⑨附帯事業	

(2) サービス対価の改定

1) 物価変動に伴うサービス対価の改定

直近のサービス対価の設定（改定）時から、物価が一定範囲を超えて変動する場合、サービス対価の改定を行う。物価変動に伴うサービス対価の改定については今後公表する事業契約書（案）に示す。

2) 法令及び税制等の変更等に伴うサービス対価の改定

法令及び税制等の変更又は市の計画変更により、事業者が負担する費用が著しく増減する場合、必要に応じてサービス対価の改定について協議を行う。

3) その他市が必要と認める場合

上記 1) から 2) までのほか、社会経済情勢等の事業環境の変化に応じて下水道事業全体の公益上、改定の必要性が発生した場合、市は、サービス対価の改定について事業者と協議を申し入れることができる。

実施方針

(3) プロフィットシェア

本事業開始後もライフサイクルコスト削減の提案を促進するため、プロフィットシェアの仕組みを導入する。事業者による新技術の導入や維持管理の工夫により生み出されたコスト削減分（プロフィット）を官民で分配（シェア）する仕組みを契約に盛り込むことで、10年という長期にわたる事業期間中、事業者が技術を陳腐化させず、新技術導入や創意工夫による効率化に継続的に取り組むインセンティブを付与する。

プロフィットシェアの発動条件は、事業期間中に事業者からの提案を市が受け、契約時に約束された計画や手法等が変更されることとする。具体的には以下のような場合を想定する。

- ・事業期間中に市・事業者双方に効果的・効率的な新技術の活用による費用削減が見込める場合
- ・事業者が市のフィールドを活用し、試行したい新技術等があり、その導入により費用削減が見込める場合

分配（シェア）の方法・時期等については、提案内容に応じて官民双方の協議により決定するものとし、分配割合は、市：事業者＝50：50を基本とする。

1.11 改築に関する留意事項

(1) 改築の実施

事業者は、事業契約に基づき対象施設の改築を行う。ただし、市が公益上の理由を検討した上で必要であると判断したときは、事業者と協議の上、対象施設について、市が改築を行うことがある。その場合、事業者は市に協力するものとする。

(2) 改築を行った箇所の所有

市又は事業者が改築を行った対象施設は、市の所有に属するものとする。

(3) 改築の対象

対象施設は今後公表する要求水準書（案）に示すとおりとする。なお、事業者の提案を妨げるものではない。

(4) 本事業開始後に市が実施することを予定している工事

本事業開始後に市が実施する工事のうち、事業者の業務に調整が必要となる工事について、事業者は、市と協議の上、実施又は協力するものとする。

1.12 その他の留意事項

(1) 近隣自治体との連携や広域化

市は、国の下水道事業における基盤強化方針を踏まえ、将来的に近隣自治体との連携や広域化について検討を行う可能性がある。

実施方針

本事業の事業者には、当該検討に資する範囲で、業務実施を通じて得られた知見の共有や、協議への協力を求める場合がある。

(2) 職員に向けた研修等の実施

市は、事業期間中においても、下水道事業の管理者として必要な判断、承認及びモニタリングを適切に行うとともに、事業期間終了時における円滑な業務の引継ぎ及び次期事業の検討に備えるため、市職員の技術力及び事業管理能力を継続的に維持・向上させることが重要であると考えている。

また、地域における下水道事業の持続性及び災害時を含む対応力を確保する観点から、地元企業等に所属する技術者の技術力の維持・向上及び次世代への技術継承についても、重要であると考えている。

このため、市は、事業者との連携の下、市職員及び地元企業等の技術者を対象とした研修、現場での実務を通じた技術指導、技術情報及びノウハウの共有その他の技術継承に資する取組を、事業期間を通じて計画的かつ継続的に実施する方針である。

応募者には、市職員及び地元企業等の技術力の維持・向上に加え、市が将来にわたり適切に下水道事業を管理できる体制の確保に資するよう、対象者、実施内容、実施方法、頻度、実施体制、効果の確認方法等について、実効性のある積極的な提案を期待する。

なお、研修等の具体的な内容、実施時期、頻度、役割分担及び費用負担等については、応募者からの提案を踏まえ、市と優先交渉権者との協議により決定する。

1.13 実施方針等に係る説明会の実施及び質問・意見の受付、回答の公表

(1) 実施方針等に係る説明会の実施

下記に示すとおり、実施方針等に係る説明会を実施する。

説明会への参加を希望する者は、様式Ⅰに記入の上、電子メールにて「第6章 6.8 問合せ先」に提出すること。

日時	令和8年11月5日（木）	10時00分～11時30分（受付9時30分開始）
場所	秩父市役所歴史文化伝承館2階ホール	
当日持ち物	実施方針（案）、名刺等の身分証 ※各資料は、参加者が各自で持参すること。当日の会場での配布は行わない。	
説明会申込締切	10月26日（月）17時まで	

(2) 実施方針（案）に関する質問・意見の受付、回答の公表

実施方針（案）に関する説明会後から令和8年11月13日（金）までの間、実施方針（案）に関する事業者からの質問を受け付ける。

質問の提出方法・様式等については様式Ⅱを参照すること。

質問及び質問に対する回答は、質問者の特殊な技術・ノウハウ等に関わり、質問者の権利・競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和8年12月上旬に秩父市ホームページにて公表する。

実施方針

第2章 事業者の募集及び選定に関する事項

2.1 募集及び選定方法

本事業を実施する民間事業者の募集及び選定は、事業者となる民間事業者に創意工夫やノウハウによる効率的・効果的なサービスの提供を求めるため、総合的に評価することが必要であることから、公募型プロポーザル方式により行う。

2.2 募集及び選定スケジュール

実施方針の公表後のスケジュールは、概ね表 2-1 のとおりである。

表 2-1 募集及び選定スケジュール

内容	予定時期
募集要項等の公表	令和 9 年 4 月 1 日
質問の受付	令和 9 年 4 月上旬から 4 月下旬
現地確認・資料閲覧	令和 9 年 4 月上旬から 4 月下旬
質問への回答	令和 9 年 5 月中旬
参加資格確認申請書の受付・締切	令和 9 年 5 月下旬
参加資格確認審査結果の通知	令和 9 年 6 月上旬
競争的対話	令和 9 年 6 月中旬
再質問及び追加質問の受付	令和 9 年 6 月中旬から 6 月下旬
再質問及び追加質問への回答	令和 9 年 7 月上旬
提案審査書類の受付	令和 9 年 7 月上旬から 8 月上旬
プレゼンテーション及びヒアリング、審査	令和 9 年 9 月中旬
優先交渉権者選定、通知	令和 9 年 9 月中旬
基本協定締結	令和 9 年 9 月下旬
事業契約締結	令和 9 年 12 月下旬
引継ぎ業務の実施	事業契約締結日翌日から令和 10 年 3 月 31 日
事業開始	令和 10 年 4 月 1 日

(注) 上記は予定であり、状況等により日程を変更する場合がある。

2.3 応募者の資格要件

応募者の構成、共通の参加資格、業務実施企業に求める要件等は、以下に示すとおりとする。

(1) 応募者の構成等

参加者の構成等は次のとおりとする。

- ① 参加者は、応募企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業により構成されるグループ（以下、「応募グループ」という。）とする。
- ② 応募グループを構成する企業（以下「構成企業」という。）の数の上限は設けない。

実施方針

- ③ 構成企業から業務を受託し又は請け負うことを予定している企業を「協力企業」という。
- ④ 応募グループは、構成企業の中から代表企業 1 社を定め、代表企業が参加表明書及び参加資格確認書類を提出し、代表企業及びその他の構成企業の企業名並びに業務種別を明確にすること。
- ⑤ 参加者である応募企業及び構成企業は、他の参加者の構成企業と重複することはできない。
- ⑥ 応募グループで応募する場合、構成企業数の上限は任意とするが、本事業の実施に関して各々の構成企業が適切な役割を担う必要がある。応募資格申請時において各々の構成企業が携わる業務について明らかにするものとする。
- ⑦ 本事業に係る応募資格確認のための申請書類（以下「応募資格確認申請書」という。）提出後から優先交渉事業者との基本協定締結までの間、代表企業の変更、構成企業の変更及び追加は原則として認めない。ただし、基本協定締結までの間で委託者がやむを得ない事情があると認めた場合に限り、これを認める。
- ⑧ 一つの企業が重複して異なる応募グループ、又は、応募企業と他の応募グループの構成企業として応募することはできない。重複して応募していることが判明した場合、当該企業単独の応募及び当該企業が代表企業又は構成企業となっている応募グループの応募は無効とする。

(2) 共同企業体の取扱いについて

共同企業体の取扱いについては、以下のとおりとする。

- ① 本事業を複数の企業により構成される共同企業体で実施する場合、その運営形態は、各構成企業が一体となって業務を実施する共同方式とする。なお、共同企業体の形態は、「甲」型、「乙」型の制限するものではない。
- ② 共同企業体の構成企業として本件に参加する者については、単独で参加資格を有している場合であっても、応募企業としての参加は認めない。また、他の共同企業体の構成企業になることもできない。
- ③ 共同企業体の構成企業の要件は次のとおりとする。
 - ・ 構成企業数の制限は設けない。
 - ・ 代表企業の出資比率は構成企業中最大とすること。（甲型の場合）
 - ・ 各構成企業の業務等の分担について、明確にしていること。（乙型の場合）

(3) 応募企業又は構成企業に求められる参加資格要件（共通）

応募企業又は応募グループの構成企業は、以下の要件をすべて満たすものとする。

- ① 秩父市建設工事等競争入札参加資格者名簿または秩父市物品等競争入札参加資格者名簿に記載されている者であること。
- ② 秩父市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成 26 年告示第 126 号）に基づく入札参加停止期間中でない者であること。
- ③ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- ④ 市に令和 9・10 年度秩父市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程及び秩父市物品等競争入札の資格等に関する規程に基づいた申請書を提出し、参加資格を有すると認定されている者。
- ⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手

実施方針

続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

- ⑥ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更生計画の認可決定を得、かつ、更生計画の認可決定を取り消されていない場合を除く。
- ⑦ 参加表明書及び参加資格確認申請書の提出の日から優先交渉権者の選定の時までの期間に、債務超過の状態に陥っている者でないこと。
- ⑧ 参加表明書及び参加資格確認申請書の提出期限の日から提案書類の提出期限の日までの期間に、市から秩父市物品売買等指名停止措置要綱(平成19年4月1日施行)に基づく指名停止又は秩父市建設工事指名停止要項(平成2年7月2日施行)に基づく指名停止を受けていない者であること。
- ⑨ 市が発注した「秩父市公共下水道事業等官民連携導入可能性調査業務委託」及び「秩父市公共下水道事業官民連携導入に係るアドバイザー業務委託」の受託者並びにこれらの業務における業務協力関係にある者でないこと又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関連のある者でないこと。なお、これらの業務の業務受託者及び業務協力関係にある者は、以下のとおりである。
 - ・アジア航測株式会社
 - ・法務審査を行った法律事務所
- ⑩ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員等(同条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。))及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。以下同じ。))となっている法人その他の団体に該当しない者であること。
- ⑪ 秩父市の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成26年告示第127号)に基づく指名除外期間中でない者であること。
- ⑫ 応募資格確認基準日において、国税、県税及び市税に未納の税額がない者であること。
- ⑬ 本事業の事業者選定支援業務受託者、当該受託者の関連会社(受託者の発行済み株式総数の20%以上の株式を有し、又はその出資の20%以上の出資をしているか、若しくは受託者の代表権を有する役員を兼ねている企業等)及び事業者選定支援業務に関与した者は、本事業の事業者選定に係る応募企業及び応募グループの一員となることはできない。
- ⑭ 本事業の事業者選定委員が所属する企業、その親会社又は子会社でない者であること。
- ⑮ 当該プロポーザルに参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- ⑯ 埼玉県内に本店、支店、営業所又はそれに準じる事務所を有すること。

(4) 各企業の応募資格要件

応募者が応募企業の場合は応募企業が、応募グループの場合は構成企業が以下に掲げるすべての条件を満たすものとする。なお、応募グループの場合は、構成企業全体で下記の要件を満たすこと。なお、協力企業についても「第2章 2.3 (3)」の要件を満たしていない者は、秩父市建設工事等競争入

実施方針

札参加者の資格等に関する規程及び秩父市物品等競争入札の資格等に関する規程に基づいた申請書を提出し、参加資格の認定を受けること。

1) 処理場・ポンプ場施設維持管理を担当する企業

構成企業のうち処理場等施設の維持管理業務を担う企業は、以下の要件を満たすものであること。なお、複数の構成企業で業務を分担する場合は、いずれか1社の構成企業が②から⑧までに掲げる資格要件を満たせば良いが、①に掲げる資格要件は全ての構成企業が満たすこと。

- ① 令和9・10年度秩父市建設工事等競争入札参加資格の物品役務に登録があること。
- ② 下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和62年建設省告示第1348号）第2条第1項の規定に基づき国土交通大臣の登録を受けていること。
- ③ 全体計画下水量が今回対象計画下水量（18,810m³/日）の1/2以上の終末処理場の運転管理業務を元請として受託した実績を有するもの。
- ④ 終末処理場の包括的民間委託を元請として受託した実績を有するもの。
- ⑤ 業務責任者として、以下に掲げる要件を満たしているものを配置して実施できるものであること。
 - ・ 参加表明書及び参加資格確認申請書の提出期限の日において、全体計画下水量が今回対象計画下水量（18,810m³/日）の1/2以上で、かつ処理方式が標準活性汚泥法又は標準法類似処理法の下水道法に定められた終末処理場の維持管理業務に過去5年以上、かつ業務責任者または副業務責任者として2年以上従事した経験を有する者
 - ・ 下水道法第22条第2項（施行令第15条の3）に定める資格を有する者
- ⑥ 副業務責任者及び業務主任として、以下に掲げる要件を満たしているものを配置して実施できるものであること。なお、副業務責任者は、業務主任を兼ねることができる。
 - ・ 参加表明書及び参加資格確認申請書の提出期限の日において、副業務責任者は過去5年以上、業務主任は過去3年以上、全体計画下水量が今回対象計画下水量（18,810m³/日）の1/2以上で、かつ処理方式が標準活性汚泥法又は標準法類似処理法の下水道法に定められた終末処理場の維持管理業務に従事した経験を有する者
- ⑦ その他、以下に掲げる有資格者を配置して実施できるものであること。
 - ・ 下水道法施行令第15条の3に定める資格を有する者
 - ・ 1級ボイラー技士
 - ・ 危険物取扱者乙種第4類
 - ・ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者
 - ・ 第1種電気工事士
 - ・ 公害防止管理に必要な大気関係及び水質関係の資格を有する者
 - ・ 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習修了者
 - ・ 玉掛け技能講習修了者
 - ・ クレーンの運転に必要な技能講習又は特別教育を修了した者
 - ・ 業務に使用する車両及び車両系建設機械等の運転に必要な免許又は資格を有する者
 - ・ その他関係法令又は本業務の履行上必要となる資格を有する者

実施方針

2) 管路施設維持管理を担当する企業

構成企業のうち管路施設の維持管理業務を担う企業は、以下の要件を満たすものであること。なお、複数の構成企業で業務を分担する場合は、いずれか1社の構成企業が②から③に掲げる資格要件を満たせば良いが、①に掲げる資格要件は全ての構成企業が満たすこと。

- ① 令和9・10年度秩父市建設工事等競争入札参加資格の物品役務に登録があること。
- ② 官公庁等が平成28年度以降に発注した点検、調査、清掃、修繕を含む管路施設に関する維持管理業務を元請として履行完了した実績を有すること。及び下水道管路の下水道施設包括的維持管理業務を元請（代表企業または構成企業）として履行完了した実績を有すること。
- ③ 以下の資格の内いずれかを有する主任技術者を配置できるもの。
 - ・ 下水道管路管理総合技士
 - ・ 下水道管路管理主任技士
 - ・ 下水道管路管理専門技士（清掃・調査・修繕改築）
 - ・ 1級土木施工管理技士

3) コンサルタント業務を担当する企業

構成企業のうちコンサルタント業務を担う企業は、以下の要件を満たすものであること。

- ① 令和9・10年度秩父市建設工事等競争入札参加資格の測量・コンサルタント等の下水道に登録があること。
- ② 官公庁等が平成28年度以降に発注した管路施設及び処理場等施設の両方が含まれる下水道ストックマネジメント計画策定（見直し含む）が含まれている業務を元請として履行完了した実績を有すること。
- ③ 官公庁等が平成28年度以降に発注した処理方式が標準活性汚泥法又は標準法類似処理法の下水道法に定められた終末処理場において、全体計画日最大汚水量が今回設計対象日最大汚水量（18,810m³/日）の1/2以上である改築設計を含む業務を元請として履行完了した実績を有すること。なお、本実績には、改築設計業務の履行実績だけでなく、PFI、DBO又はDB方式等における改築設計業務の履行実績も対象とする。
- ④ 管理技術者および担当技術者、照査技術者として1名ずつ配置でき、管理技術者及び照査技術者は技術士（総合技術監理部門ー下水道）又は技術士（上下水道部門ー下水道）の資格を有するものであり、担当技術者は技術士（総合技術監理部門ー下水道）又は技術士（上下水道部門ー下水道）の資格を有するものもしくはRCCM（下水道部門）の資格を有するものであること。

4) 改築工事を担当する企業

構成企業のうち改築工事を担う企業は、以下の要件を満たすものであること。なお、複数の構成企業で業務を分担する場合は、いずれか1社の構成企業が①から④に掲げる資格要件を満たせば良い。

- ① 令和9・10年度秩父市建設工事等競争入札参加資格の機械器具に登録があること。
- ② 令和9・10年度秩父市建設工事等競争入札参加資格の電気工事に登録があること。

実施方針

- ③ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による、機械器具設置工事及び電気工事につき、特定建設業の許可を有していること。ただし、改築工事業務に当たる者が複数である場合は、複数の者で満たせばよいものとする。
- ④ 過去 5 年間に、全体計画下水量が今回対象計画下水量（18,810m³/日）の 1/2 以上で、かつ処理方式が標準活性汚泥法又は標準法類似処理法の下水道法に定められた終末処理場に係る新設・増改築を含む業務（土木・建築工事除く）を元請として受託した実績を有すること。なお、本実績には、改築工事業務の履行実績だけでなく、PFI、DBO 又は DB 方式等における改築工事業務の履行実績も対象とする。

(5) 参加資格要件の確認基準日

参加者は、「第 2 章 2.3 (3) 及び(4)」に示す参加資格要件を満たすことを証明するため、参加資格の確認を受けなければならない。参加資格の確認基準日は、参加表明書及び参加資格確認書類の提出締切日とする。

(6) 応募者が応募資格を喪失した場合の取扱い

応募者が単独企業の場合は応募企業が、応募グループの場合は構成企業が以下に掲げるすべての条件を満たすものとする。なお、応募グループの場合は、構成企業全体で下記の要件を満たすこと。

- ① 応募資格確認基準日（応募資格確認申請書の提出期限日）から業務提案書提出日までの間に、応募企業又は応募グループの構成企業が「第 2 章 2.3 (3) 及び(4)」の応募資格を欠くに至った場合は、プロポーザルに参加することができない。ただし、応募資格を欠くに至った当該構成企業が担う予定であった業務について、新たに応募資格の確認を受けた上で、構成企業の役割分担の変更又は新たな構成企業の追加を認める。この場合、応募資格を失った構成企業は応募グループから除外すること。
- ② 業務提案書提出日から選定事業者決定日までの間に、応募企業又は応募グループの構成企業が「第 2 章 2.3 (3) 及び(4)」の応募資格を欠くに至った場合、市は事業者選定の評価対象から除外する。ただし、応募資格を欠くに至った当該構成企業が担う予定であった業務について、新たに応募資格の確認を受けた上で、構成企業の役割分担の変更又は新たな構成企業の追加をした場合は評価対象とすることを認めるものとする。
- ③ 選定事業者決定日から基本契約の締結日までの間に、選定事業者（グループの場合はその構成企業）が「第 2 章 2.3 (3) 及び(4)」の応募資格を欠くに至った場合であっても、市が認めた場合においては、選定事業者は失格とならず、当該選定事業者決定に影響はないものとして取り扱うものとする。

2.4 審査及び選定手続き

(1) 実施検討委員会の設置

市は、事業者の選定に際して、学識経験者等により構成される「秩父市公共下水道ウォーター PPP（管理・更新一体マネジメント）事業に係るプロポーザル実施検討委員会」（以下「実施検討委員会」という。）を設置する。

実施検討委員会は、応募者の提案内容の審査を行い、選定候補者を選定する。市は、実施検討委員

実施方針

会の選定結果をもとに選定事業者を決定する。

なお、実施検討委員会の委員は、選定事業者の決定後に公表する。

なお、本事業に応募しようとする者やそれと同一と判断される団体等が、本事業の内容に関して情報を得るため、委員に対して、直接、間接を問わず接触を試みた場合、当該応募者は、本事業の応募参加資格を失う。

(2) 参加表明書及び参加資格確認申請書の受付及び審査

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書及び参加資格確認申請書を提出し参加資格の審査を受けること。

詳細については、今後公表する募集要項等に示す。なお、当該申請受付期限までに参加表明書及び参加資格確認申請書を提出しない者並びに参加資格がないとされた者は本プロポーザルに参加することはできない。

(3) 提案書類の提出等

参加資格があるとされた者は、提案書類を提出すること。提案に必要な書類等、詳細については、後日公表する募集要項等に示す。

(4) 審査方法

審査は、資格審査及び提案内容の審査を行う。市は、実施検討委員会の審査及び評価を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

(5) 競争的対話の実施（予定）

市は、参加資格確認の結果通知後、提案書類の提出までの間に、参加資格があるとされた者と競争的対話を行い、その結果を踏まえ、事業契約、要求水準等の調整を行う可能性がある。

(6) 審査結果の公表

市は、審査の結果及び評価の内容について、優先交渉権者の選定後速やかに応募者に通知するとともに、市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(7) 優先交渉権者選定の取消し

民間事業者の募集、審査及び選定の一連の手続きにおいて、応募者がいない、又はいずれの応募者も市の財政負担縮減の達成が見込めない等の理由により、市が本事業を実施することが適当でないと判断した場合は、優先交渉権者を選定しないことがある。

この場合、市は、その旨を市のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

第3章 事業契約等に関する事項

3.1 基本協定及び契約の締結

市と事業者は、「秩父市ウォーターPPP（管理・更新一体マネジメント）事業基本協定」を締結し、協議を経て、「秩父市ウォーターPPP（管理・更新一体マネジメント）事業契約」を締結する。

3.2 SPC 又は JV の設立

事業者は、基本協定の締結後業務委託契約の締結前までに、必要に応じて SPC 又は JV を設立するものとする。

3.3 SPC 設立の条件

SPC は会社法に定める株式会社とし、本店所在地は埼玉県秩父市とする。

応募企業及び応募グループの構成企業のうち出資予定企業は、SPC に対して出資することとし、選定事業者以外からの出資は認めない。応募グループの場合、代表企業の株式保有割合は、設立時から事業期間を通じて 50%を超える保有割合を維持するものとする。

なお、SPC の株主が株式を譲渡その他の方法により処分する場合には、事前に市の承諾を得なければならない。

3.4 優先交渉権者による事前準備行為

優先交渉権者は、SPC 等の設立や事業契約の締結準備と並行して、事業開始に向けた準備行為として、業務の引継ぎ等を実施することができるほか、本事業を円滑に開始するために市と協議を行う。

なお、事業契約に向けた事業準備行為に係る費用については、市及び事業者それぞれの負担とする。

3.5 事業契約の締結

市と事業者は、事業契約書（案）の内容に従い、速やかに事業契約を締結する。なお、市は、事業契約書（案）の内容について、軽微なもの以外は変更しない。

3.6 契約等の解釈について疑義が生じた場合における措置

事業契約に規定のない事項について定める必要が生じた場合、又は事業契約の解釈に関して疑義が生じた場合は、市と事業者は誠意をもって協議の上、その解決を図るものとする。

3.7 次点交渉権者との契約交渉

市は、優先交渉権者と契約を締結できない場合において、次点交渉権者と契約交渉を行うことができるものとする。

実施方針

3.8 契約に要する費用の負担

契約に要する費用は、全て優先交渉権者の負担とする。

第4章 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

4.1 リスク分担の基本的な考え方

本事業における責任分担の考え方は、当該リスクを最も良く管理できる主体がリスクを適正に分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供ができることを基本的な考え方とする。事業者が担当する業務については、事業者が責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクは、原則として、リスクを生じた原因者が当該リスクを負担するものとする。

現時点で想定しているリスクとその概略を別紙5 にリスク分担表として示す。なお、市及び事業者の両者での対応が必要な事項や分担の境界については必要に応じて協議を行う。説明責任はリスク分担表の負担者を基本とする。

個別のリスクにおける具体的な分担内容については、今後公表する要求水準書（案）及び事業契約書（案）などに詳細を規定する。

4.2 モニタリング

(1) モニタリング方法

事業者が事業契約等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準書に示す要求水準を達成しているか否かを確認するとともに、事業者の財務状況を把握するために、事業者によるセルフモニタリングに加え、市によるモニタリングを行う予定である。

なお、詳細については、今後公表するモニタリング基本計画書（案）に示す。

(2) 要求水準未達時のペナルティ

事業者の責めに帰すべき事由により、要求水準を遵守することができなかった場合、市は、事業者に改善措置を求めるものとする。改善措置の対応がなされない場合は、支払停止や契約解除のペナルティを与える。

なお、要求水準違反が発生した場合の原因判定方法については、今後公表する要求水準書（案）に示す。

事業者のみでは改善が見込まれず、要求水準の達成が困難と市が判断する場合、市は事業者に代わり、本事業等を実施することもある。その場合にかかる費用は、事業者に求めることができるものとする。

(3) モニタリング費用の負担

モニタリングに係る費用のうち、事業者が実施するセルフモニタリングに係る費用は、事業者の負担とする。

市が実施するモニタリングに係る費用は市が負担する。

ただし、事業者が契約履行のために当然行うべき資料作成、立会い、説明、是正、復旧、追加検査対応等については、事業者の負担とする。

実施方針

4.3 保険

事業者は、本事業期間中、損害賠償保険及びその他の保険に必要な応じて加入すること。なお、請負又は委託業務を受注する者が相当する保険に加入することにより損害に対し同等の補償が可能である等、事業者が保険加入に代替する措置を取ることを認める。

4.4 事業者の権利義務等に関する制限及び手続

(1) 権利義務等の処分

事業者は、市の書面による事前の承諾を得ることなく、事業契約上の地位及び本事業について市との間で締結した一切の契約上の地位、並びにこれらの契約に基づく権利及び義務について、譲渡、担保提供その他の方法による処分を行ってはならない。

(2) 事業者の株式の新規発行及び処分

事業者を株式会社形式の SPC として設立した場合、事業者は、事業者の株主総会におけるすべての決議について議決権を有する普通株式（以下「本議決権株式」という。）及び事業者の株主総会におけるいかなる決議についても議決権を有しない種類の株式（以下「本完全無議決権株式」という。）のみを発行することができる。

資金調達の機動性及び柔軟性を確保するため、事業者が発行する本完全無議決権株式については、その新規発行又は譲渡、質権設定その他の担保設定（以下「処分」という。）について、以下のとおり市は原則として関与しないものとする。他方、事業者が発行する本議決権株式については、本事業が担うべき公共性、危機管理等公共インフラとしての役割を担保する観点から、その新規発行及び処分について、以下のとおり一定の制限を課すものとする。

1) 本完全無議決権株式

本完全無議決権株式を保有する者は、自らが保有する本完全無議決権株式をいつでも自由に処分することができる。また、事業者は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定に従う限り、本完全無議決権株式を自由に新規発行し、割り当てることができる。

2) 本議決権株式

本議決権株式を保有する者（以下「本議決権株主」という。）が、自ら保有する本議決権株式を、①他の本議決権株主又は②市との間で締結された契約等によりあらかじめ処分先として認められた者（事業者に対して融資等を行う金融機関等を想定している。）以外の第三者に対して処分を行うおうとするときは、市の事前の承認を受ける必要がある。

市は、本議決権株式の譲受人が、基本協定又は株主誓約書に定める一定の資格要件を満たしており、かつ本議決権株式の処分が事業者の事業実施の継続及び適切な運営を阻害しないと判断する場合には、処分を承認する。

本議決権株式の譲受人は、株主誓約書を市に対して提出しなければならない。

第5章 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

5.1 事業の継続が困難となる事由が発生した場合の措置

本事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、以下のとおり事業契約を終了するものとする。この場合、事業者は、事業契約の定めるところにより、市又は市の指定する第三者に対し、引継ぎを行う義務を負うものとする。

解除又は終了に関して、本事業のうち、一部の事業のみ解除されることがありうるものとし、解除の対象や条件等は両者で協議する。本事業のうち、一部の事業について事業契約の解除が生じた場合、市は事業者に対し、事業者が既に完了している業務のうち、市の検査に合格する部分があるときは、当該部分に相応するサービス対価を支払う。

なお、個別の契約終了事由における具体的な損害等の分担内容については以下に記載する内容を基本とし、詳細については今後公表する事業契約書（案）に示す。

(1) 事業者事由解除

1) 解除事由

- ① 事業者が事業契約上の義務に違反する等、事業契約に定める一定の事由が生じたときは、市は、当該事由に応じ、催告をして、又は催告を経ることなく、事業契約を解除することができる。
- ② 財務状況の著しい悪化、その他事業者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難と合理的に判断される場合には、市は、事業契約を解除することができる。

2) 解除措置

- ① 事業者は、市に対し、事業契約に定める契約解除違約金を支払う。また、市の責めに帰すべき事由により生じた損害がある場合は事業者の支払額からこれを控除する。

(2) 市事由解除又は終了

1) 解除又は終了事由

- ① 市は、公益上やむを得ない必要が生じたときは、事業者に対し、6箇月以上前に通知することにより事業契約を解除することができる。
- ② 事業者は、市の責めに帰すべき事由により、一定期間、市が事業契約上の重大な義務を履行しない場合、又は、事業契約の履行が不能となった場合は、事業契約を解除することができる。

2) 解除又は終了措置

- ① 市は、事業者に対し、当該解除による事業者の損失相当額を支払う。また、事業者の責めに帰すべき事由により生じた損害がある場合は市の支払額からこれを控除する。

(3) 不可抗力解除又は終了

1) 解除又は終了事由

- ① 不可抗力により対象施設が滅失したときは、事業契約は当然に終了する。

実施方針

- ② 不可抗力を原因とする事業継続措置が行われる場合であって、本事業の復旧スケジュールを策定、承認することができない場合、又は、復旧スケジュールに基づく本事業の再開が不可能若しくは著しく困難であることが判明した場合、市は事業契約を解除する。

2) 解除又は終了措置

- ① 不可抗力により事業契約を解除する場合、当該不可抗力により市及び事業者が生じた損害は各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。

(4) 特定法令等及び特定条例等変更解除

1) 解除又は終了事由

- ① 特定法令等及び特定条例等変更により事業者が本事業を継続することができなくなったときは、市は事業契約を解除することができる。

2) 解除又は終了措置

- ① 特定法令等変更により市及び事業者が生じた損失は各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。

第6章 その他事業の実施に関し必要な事項

6.1 債務負担行為

本事業は複数年度にわたり実施するものであり、事業期間中の委託費の支払いについては、地方自治法第214条に基づき債務負担行為を設定する予定である。なお、当該債務負担行為については、関係議会の議決を経て必要な予算措置を講じるものとする。

6.2 実施に関して使用する言語及び通貨

本事業等の実施に関して使用する言語は日本語、通貨は円とする。

6.3 応募書類の作成等に係る費用

応募書類の作成及び提出等に係る費用は、応募者の負担とする。

6.4 本事業に係る情報の提供方法

本事業に係る情報の提供は、秩父市ホームページ等を通じて行うものとする。

6.5 実施方針の変更

実施方針は、公表後に事業者から受け付けた意見等を踏まえ、その内容の変更を行うことがある。変更を行った場合は、市のホームページ等を通じて公表する。

変更の内容が重大で、その後の事業者選定スケジュール及び事業スケジュールに影響を及ぼすと考えられる場合には、変更後のスケジュールも合わせて公表するものとする。

6.6 提出図書の取扱い

(1) 著作権

応募者から提出された提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、市は、本事業の公表及びその他必要と認める場合、選定事業者の提案書の一部又は全部を無償で 사용할ことができる。

また、市は、事業者選定結果の公表に必要な範囲で選定事業者以外の応募者の提案書の一部を無償で使用できるものとする。

(2) 提案書の返却

応募者から提出された書類は返却しないものとする。なお、選定事業者以外の提案書は市が責任をもって処分する。

6.7 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権及び商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法又は維持管理方法等を使用した

実施方針

ことにより生じる責任は、当該提案を行った応募者が負うものとする。

6.8 問合せ先

秩父市環境部下水道課

〒368-8686 埼玉県秩父市熊木町8番15号

電話 : 0494-25-5218

E-mail : gesuido@city.chichibu.lg.jp

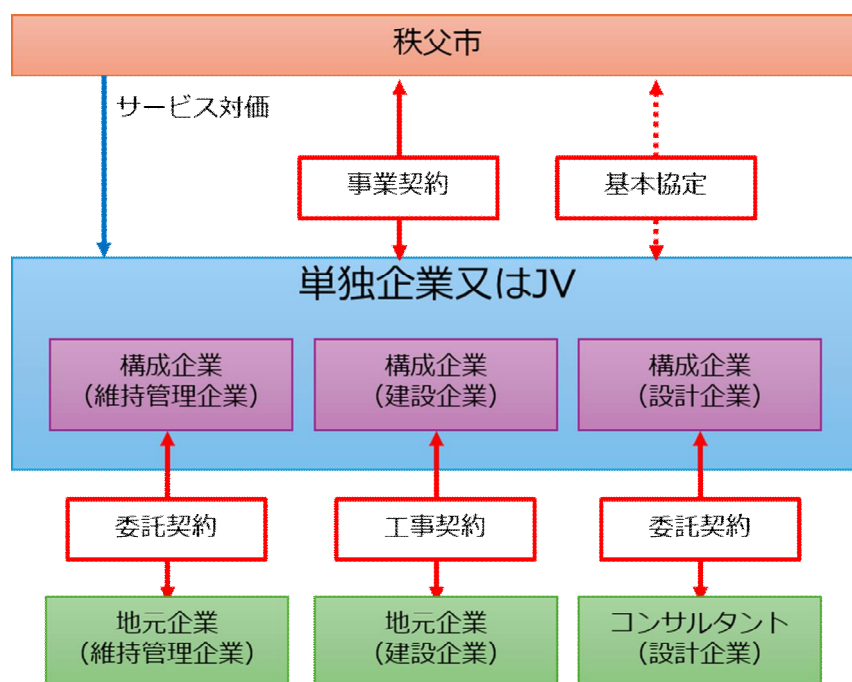
別紙 1 事業スキーム図（例）

本事業は、PFI 法に基づくものであり、事業方式は、更新支援型の要素（更新計画案の作成）を含んだ更新実施型の（更新工事を含めて民間に委ねる）管理・更新一体マネジメント方式とする。

（1）単独企業又は JV の場合

応募者の構成（単独、グループ）について、単独企業、JV 及び地元企業等の関わり方は、次のとおりである。

- ① 市は単独企業又は応募グループが組成する JV と事業契約を締結する。
- ② 単独企業又は応募グループの代表企業は、維持管理、計画・設計、改築・更新を実施可能な企業とする。
- ③ 応募グループの場合は、維持管理企業、建設企業、設計企業等から構成されるグループとする。
- ④ 応募グループの場合、代表企業は統括管理業務を行う企業とする。
- ⑤ 単独企業又は JV は、事業者の負担を軽減するとともに事業の円滑な遂行を保つ目的として、別途地元企業等に委託等を行うことができる。



別図 1 事業スキーム図（例）（単独企業又は JV）

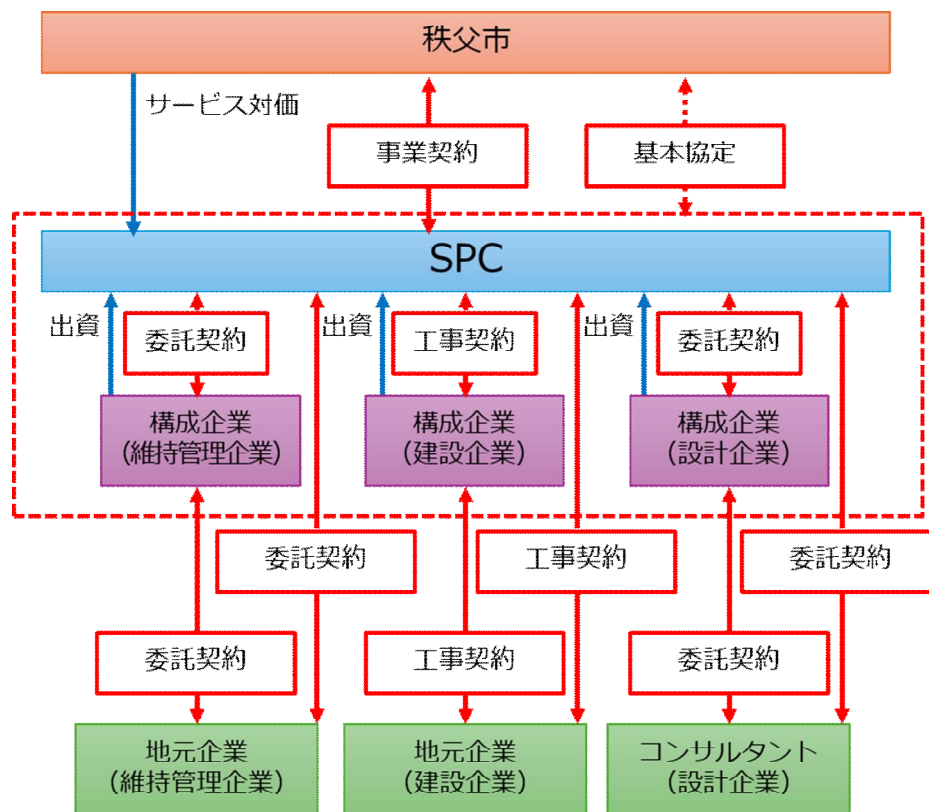
（2）SPC の場合

応募者の構成（SPC）について、SPC 及び地元企業等の関わり方は、次のとおりである。

- ① 市は応募グループが組成する SPC と事業契約を締結する。
- ② 応募グループの代表企業は、維持管理、計画・設計、改築・更新を実施可能な企業とする。
- ③ 応募グループは、維持管理企業、建設企業、設計企業等から構成されるグループとする。
- ④ 代表企業は統括管理業務を行う企業とする。

実施方針

- ⑤ SPC は、事業者の負担を軽減するとともに事業の円滑な遂行を保つ目的として、別途地元企業等に委託等を行うことができる。



別図 2 事業スキーム図（例）（SPC）

別紙 2 対象施設の数量内訳

別表 1 管路施設延長（公共下水道）（1／3）

年度		経過年数 (年)	延長 (m)			
和暦	西暦		分流汚水・合流	分流雨水	合計	累計
不明		—	0.00	8,019.00	8,019.00	8,019.00
S26	1951	75	1,406.00	0.00	1,406.00	9,425.00
S27	1952	74	1,025.00	0.00	1,025.00	10,450.00
S28	1953	73	629.00	0.00	629.00	11,079.00
S29	1954	72	804.00	0.00	804.00	11,883.00
S30	1955	71	435.00	0.00	435.00	12,318.00
S31	1956	70	178.00	0.00	178.00	12,496.00
S32	1957	69	873.00	0.00	873.00	13,369.00
S33	1958	68	618.00	0.00	618.00	13,987.00
S34	1959	67	2,076.00	0.00	2,076.00	16,063.00
S35	1960	66	3,510.00	0.00	3,510.00	19,573.00
S36	1961	65	3,855.00	0.00	3,855.00	23,428.00
S37	1962	64	3,754.00	0.00	3,754.00	27,182.00
S38	1963	63	3,125.00	0.00	3,125.00	30,307.00
S39	1964	62	1,713.00	0.00	1,713.00	32,020.00
S40	1965	61	2,780.00	0.00	2,780.00	34,800.00
S41	1966	60	1,657.00	0.00	1,657.00	36,457.00
S42	1967	59	2,132.00	0.00	2,132.00	38,589.00
S43	1968	58	6,157.00	0.00	6,157.00	44,746.00
S44	1969	57	4,273.00	0.00	4,273.00	49,019.00
S45	1970	56	4,335.00	0.00	4,335.00	53,354.00
S46	1971	55	6,551.00	0.00	6,551.00	59,905.00
S47	1972	54	6,502.00	0.00	6,502.00	66,407.00
S48	1973	53	3,400.00	0.00	3,400.00	69,807.00
S49	1974	52	3,396.00	0.00	3,396.00	73,203.00
S50	1975	51	2,099.00	0.00	2,099.00	75,302.00
S51	1976	50	1,467.00	0.00	1,467.00	76,769.00
S52	1977	49	1,999.00	0.00	1,999.00	78,768.00
S53	1978	48	1,216.00	0.00	1,216.00	79,984.00
S54	1979	47	4,190.00	0.00	4,190.00	84,174.00
S55	1980	46	1,847.00	0.00	1,847.00	86,021.00
S56	1981	45	3,024.00	0.00	3,024.00	89,045.00
S57	1982	44	2,239.00	0.00	2,239.00	91,284.00

実施方針

別表 1 管路施設延長（公共下水道）（2／3）

年度		経過年数 (年)	延長 (m)			
和暦	西暦		分流汚水・合流	分流雨水	合計	累計
S58	1983	43	1,824.00	0.00	1,824.00	93,108.00
S59	1984	42	3,277.00	0.00	3,277.00	96,385.00
S60	1985	41	4,462.00	0.00	4,462.00	100,847.00
S61	1986	40	3,424.00	0.00	3,424.00	104,271.00
S62	1987	39	1,925.00	0.00	1,925.00	106,196.00
S63	1988	38	2,764.00	0.00	2,764.00	108,960.00
H1	1989	37	2,731.00	0.00	2,731.00	111,691.00
H2	1990	36	2,684.00	0.00	2,684.00	114,375.00
H3	1991	35	2,538.00	0.00	2,538.00	116,913.00
H4	1992	34	4,448.00	0.00	4,448.00	121,361.00
H5	1993	33	5,139.00	0.00	5,139.00	126,500.00
H6	1994	32	3,827.00	0.00	3,827.00	130,327.00
H7	1995	31	3,833.00	0.00	3,833.00	134,160.00
H8	1996	30	3,897.00	0.00	3,897.00	138,057.00
H9	1997	29	4,054.00	0.00	4,054.00	142,111.00
H10	1998	28	6,821.00	0.00	6,821.00	148,932.00
H11	1999	27	6,254.00	0.00	6,254.00	155,186.00
H12	2000	26	7,986.00	0.00	7,986.00	163,172.00
H13	2001	25	6,719.00	0.00	6,719.00	169,891.00
H14	2002	24	5,743.00	0.00	5,743.00	175,634.00
H15	2003	23	4,912.00	0.00	4,912.00	180,546.00
H16	2004	22	5,439.00	0.00	5,439.00	185,985.00
H17	2005	21	2,244.00	0.00	2,244.00	188,229.00
H18	2006	20	2,668.00	0.00	2,668.00	190,897.00
H19	2007	19	3,327.00	0.00	3,327.00	194,224.00
H20	2008	18	2,796.00	0.00	2,796.00	197,020.00
H21	2009	17	4,556.00	0.00	4,556.00	201,576.00
H22	2010	16	916.00	0.00	916.00	202,492.00
H23	2011	15	809.00	0.00	809.00	203,301.00
H24	2012	14	736.00	0.00	736.00	204,037.00
H25	2013	13	1,161.00	0.00	1,161.00	205,198.00
H26	2014	12	2,932.00	0.00	2,932.00	208,130.00
H27	2015	11	975.00	0.00	975.00	209,105.00
H28	2016	10	1,126.00	0.00	1,126.00	210,231.00
H29	2017	9	1,422.00	0.00	1,422.00	211,653.00

実施方針

別表 1 管路施設延長（公共下水道）（3／3）

年度		経過年数 (年)	延長 (m)			
和暦	西暦		分流汚水・合流	分流雨水	合計	累計
H30	2018	8	1,978.00	0.00	1,978.00	213,631.00
R1	2019	7	413.00	0.00	413.00	214,044.00
R2	2020	6	241.00	0.00	241.00	214,285.00
R3	2021	5	212.00	0.00	212.00	214,497.00
R4	2022	4	116.00	0.00	116.00	214,613.00
R5	2023	3	313.00	0.00	313.00	214,926.00
R6	2024	2	0.00	0.00	0.00	214,926.00
R7	2025	1	162.00	0.00	162.00	215,088.00
合計			207,069.00	8,019.00	215,088.00	

実施方針

別表 2 マンホール・マンホール蓋数 (1 / 3)

年度		経過年数 (年)	マンホール (箇所)		マンホール蓋 (箇所)	
和暦	西暦			累計		累計
不明		—	168	168	168	168
S26	1951	75	36	204	36	204
S27	1952	74	19	223	19	223
S28	1953	73	16	239	16	239
S29	1954	72	29	268	29	268
S30	1955	71	13	281	13	281
S31	1956	70	6	287	6	287
S32	1957	69	29	316	29	316
S33	1958	68	9	325	9	325
S34	1959	67	63	388	63	388
S35	1960	66	99	487	99	487
S36	1961	65	98	585	98	585
S37	1962	64	99	684	99	684
S38	1963	63	66	750	66	750
S39	1964	62	44	794	44	794
S40	1965	61	74	868	74	868
S41	1966	60	37	905	37	905
S42	1967	59	85	990	85	990
S43	1968	58	216	1,206	216	1,206
S44	1969	57	156	1,362	156	1,362
S45	1970	56	155	1,517	155	1,517
S46	1971	55	211	1,728	211	1,728
S47	1972	54	203	1,931	203	1,931
S48	1973	53	137	2,068	137	2,068
S49	1974	52	155	2,223	155	2,223
S50	1975	51	85	2,308	85	2,308
S51	1976	50	49	2,357	49	2,357
S52	1977	49	48	2,405	48	2,405
S53	1978	48	45	2,450	45	2,450
S54	1979	47	161	2,611	161	2,611
S55	1980	46	61	2,672	61	2,672
S56	1981	45	165	2,837	165	2,837
S57	1982	44	114	2,951	114	2,951
S58	1983	43	86	3,037	86	3,037
S59	1984	42	117	3,154	117	3,154

実施方針

別表 2 マンホール・マンホール蓋数 (2 / 3)

年度		経過年数 (年)	マンホール (箇所)		マンホール蓋 (箇所)	
和暦	西暦			累計		累計
S60	1985	41	198	3,352	198	3,352
S61	1986	40	124	3,476	124	3,476
S62	1987	39	103	3,579	103	3,579
S63	1988	38	166	3,745	166	3,745
H1	1989	37	85	3,830	85	3,830
H2	1990	36	38	3,868	38	3,868
H3	1991	35	32	3,900	32	3,900
H4	1992	34	457	4,357	457	4,357
H5	1993	33	22	4,379	22	4,379
H6	1994	32	168	4,547	168	4,547
H7	1995	31	52	4,599	52	4,599
H8	1996	30	76	4,675	76	4,675
H9	1997	29	120	4,795	120	4,795
H10	1998	28	129	4,924	129	4,924
H11	1999	27	234	5,158	234	5,158
H12	2000	26	298	5,456	298	5,456
H13	2001	25	191	5,647	191	5,647
H14	2002	24	232	5,879	232	5,879
H15	2003	23	218	6,097	218	6,097
H16	2004	22	160	6,257	160	6,257
H17	2005	21	111	6,368	111	6,368
H18	2006	20	163	6,531	163	6,531
H19	2007	19	170	6,701	170	6,701
H20	2008	18	172	6,873	172	6,873
H21	2009	17	110	6,983	110	6,983
H22	2010	16	59	7,042	59	7,042
H23	2011	15	60	7,102	60	7,102
H24	2012	14	67	7,169	67	7,169
H25	2013	13	103	7,272	103	7,272
H26	2014	12	93	7,365	93	7,365
H27	2015	11	35	7,400	35	7,400
H28	2016	10	47	7,447	47	7,447
H29	2017	9	62	7,509	62	7,509
H30	2018	8	85	7,594	85	7,594
R1	2019	7	105	7,699	105	7,699

実施方針

別表 2 マンホール・マンホール蓋数 (3 / 3)

年度		経過年数 (年)	マンホール (箇所)		マンホール蓋 (箇所)	
和暦	西暦			累計		累計
R2	2020	6	42	7,741	42	7,741
R3	2021	5	58	7,799	58	7,799
R4	2022	4	11	7,810	11	7,810
R5	2023	3	22	7,832	22	7,832
R6	2024	2	48	7,880	48	7,880
R7	2025	1	56	7,936	56	7,936

実施方針

別表 3 マンホールポンプ一覧（公共下水道）（1 / 2）

マンホール ポンプ名称		設置年度		経過 年数 (年)	設置箇所	規格	台数 (台)
		和暦	西暦				
1	下宮地	H17	2005	21	下宮地町 61	φ 80mm 0.18m ³ /min×2.9m×0.4kW	2
2	金室	H22	2010	16	金室町 288-9	φ 65mm 0.29m ³ /min×7.4m×3.7kW	1
		H21	2009	17		φ 65mm 0.29m ³ /min×7.4m×3.7kW	1
3	巴町	H18	2006	20	下影森 2131 先	φ 65mm 0.16m ³ /min×9.3m×2.2kW	2
4	中宮地	H11	1999	27	下宮地町 6-3	φ 65mm 0.20m ³ /min×2.1m×1.5kW	2
5	上宮地	H11	1999	27	中宮地町 41-37	φ 80mm 0.30m ³ /min×2.4m×1.5kW	2
6	宮地	H11	1999	27	中宮地町 36-22	φ 65mm 0.50m ³ /min×2.3m×1.5kW	2
7	野坂	H11	1999	27	野坂町 2-11-13	φ 100mm 0.20m ³ /min×2.0m×1.5kW	2
8	こぶし団地	H11	1999	27	大野原 2327-3	φ 65mm 1.60m ³ /min×12.0m×7.5kW	1
9	井戸の下	H11	1999	27	下影森 2155 先	φ 50mm 0.20m ³ /min×9.7m×2.2kW	1
10	上宮地南	H11	1999	27	上宮地町 38	φ 150mm 0.16m ³ /min×1.7m×0.4kW	2
11	原谷小	H11	1999	27	大野原 1387 先	φ 65mm 1.70m ³ /min×13.5m×11.0kW	2
12	矢行地	H13	2001	25	山田 443	φ 80mm 0.16m ³ /min×6.6m×1.5kW	2
13	矢行地上	H13	2001	25	山田 584-3	φ 80mm 0.64m ³ /min×15.9m×7.5kW	2
14	上小川橋	H13	2001	25	大野原 1336	φ 65mm 0.28m ³ /min×21.9m×11kW	2
15	滑沢	H13	2001	25	大野原 1949-1	φ 65mm 0.18m ³ /min×4.9m×1.5kW	2
16	黒草	H14	2002	24	大野原 1247-27	φ 665mm 0.16m ³ /min×10.0m×2.2kW	2
17	宿東	H14	2002	24	大野原 1147-1	φ 65mm 0.16m ³ /min×6.4m×1.5kW	2
18	南五反田	H14	2002	24	山田 527	φ 65mm 0.16m ³ /min×8.1m×1.5kW	2
19	中原団地西	H14	2002	24	大野原 2278-9	φ 65mm 0.16m ³ /min×4.2m×1.5kW	2
20	中原団地東	H14	2002	24	大野原 2296-2	φ 80mm 0.42m ³ /min×8.4m×2.2kW	2
21	滝坂	H15	2003	23	上町 1836	φ 65mm 0.20m ³ /min×26.3m×5.5kW	2
22	上中原	H16	2004	22	大野原 590	φ 150mm 0.16m ³ /min×10.0m×2.2kW	2
23	下小川橋	H16	2004	22	大野原 3278	φ 80mm 0.66m ³ /min×29.0m×15.0kW	2
24	蓼沼 1 号	H17	2005	21	大野原 2515-1	φ 65mm 1.14m ³ /min×22.3m×11.0kW	2
25	廣見寺	H17	2005	21	下宮地町 23-5	φ 65mm 0.18m ³ /min×5.1m×1.5kW	2
26	上野町	H20	2008	18	上野町 805-14	φ 80mm 0.16m ³ /min×3.0m×1.5kW	2
27	下小川 1 号	H20	2008	18	大野原 3414	φ 65mm 0.28m ³ /min×25.5m×11.0kW	2
28	蓼沼 3 号	H20	2008	18	大野原 2618	φ 50mm 0.18m ³ /min×11.0m×3.7kW	2
29	山中宅 (BS)	H20	2008	18	大野原 2402	φ 65mm 0.16m ³ /min×5.0m×0.8kW	2
30	下小川 2 号	H21	2009	17	大野原 3256-2	φ 65mm 0.18m ³ /min×11.2m×3.7kW	2
31	中近団地	H22	2010	16	近戸町 2023-4	φ 65mm 0.16m ³ /min×6.5m×1.5kW	2
32	下中原	H26	2014	12	大野原 1497-1	0.13m ³ /min×4.3m×0.8kW	2
33	宿東 2 号	H27	2015	11	大野原 1068-1	0.16m ³ /min×5.6m×0.8kW	2

実施方針

別表 3 マンホールポンプ一覧（公共下水道）（2 / 2）

マンホール ポンプ名称		設置年度		経過 年数 (年)	設置箇所	規格	台数 (台)
		和暦	西暦				
34	桐木	H29	2017	9	大野原 2074-2	0.16m ³ /min×7.2m×0.8kW	2
35	矢行地 3 号	R1	2019	7	山田 668	0.28m ³ /min×19.8m×5.5kW	2
36	影森 3 号	R1	2019	7	上影森 772-3	0.22m ³ /min×12.9m×2.2kW	2

実施方針

別表 4 管路施設延長（農業集落排水）

年度		経過年数 (年)	延長 (m)		
和暦	西暦		汚水	合計	累計
H7	1995	31	16.00	16.00	16.00
H8	1996	30	0.00	0.00	16.00
H9	1997	29	2,089.05	2,089.05	2,105.05
H10	1998	28	0.00	0.00	2,105.05
H11	1999	27	0.00	0.00	2,105.05
H12	2000	26	5,355.05	5,355.05	7,460.10
H13	2001	25	174.90	174.90	7,635.00
H14	2002	24	7,511.20	7,511.20	15,146.20
H15	2003	23	0.00	0.00	15,146.20
H16	2004	22	0.00	0.00	15,146.20
H17	2005	21	0.00	0.00	15,146.20
H18	2006	20	9,491.00	9,491.00	24,637.20
H19	2007	19	0.00	0.00	24,637.20
H20	2008	18	0.00	0.00	24,637.20
H21	2009	17	0.00	0.00	24,637.20
H22	2010	16	11,122.80	11,122.80	35,760.00
H23	2011	15	0.00	0.00	35,760.00
H24	2012	14	0.00	0.00	35,760.00
H25	2013	13	5.95	5.95	35,765.95
H26	2014	12	0.00	0.00	35,765.95
H27	2015	11	0.00	0.00	35,765.95
H28	2016	10	0.00	0.00	35,765.95
H29	2017	9	179.00	179.00	35,944.95
H30	2018	8	28.00	28.00	35,972.95
R1	2019	7	0.00	0.00	35,972.95
R2	2020	6	0.00	0.00	35,972.95
R3	2021	5	0.00	0.00	35,972.95
R4	2022	4	0.00	0.00	35,972.95
R5	2023	3	0.00	0.00	35,972.95
R6	2024	2	0.00	0.00	35,972.95
R7	2025	1	0.00	0.00	35,972.95
合計			35,972.95	35,972.95	

実施方針

別表 5 マンホール・マンホール蓋（農業集落排水）

年度		経過年数 (年)	マンホール（箇所）		マンホール蓋（箇所）	
和暦	西暦			累計		累計
H7	1995	31	0	0	0	0
H8	1996	30	0	0	0	0
H9	1997	29	117	117	116	116
H10	1998	28	0	117	0	116
H11	1999	27	0	117	0	116
H12	2000	26	299	416	290	406
H13	2001	25	10	426	9	415
H14	2002	24	291	717	292	707
H15	2003	23	0	717	0	707
H16	2004	22	0	717	0	707
H17	2005	21	0	717	0	707
H18	2006	20	359	1,076	354	1,061
H19	2007	19	0	1,076	0	1,061
H20	2008	18	0	1,076	0	1,061
H21	2009	17	0	1,076	0	1,061
H22	2010	16	511	1,587	511	1,572
H23	2011	15	0	1,587	0	1,572
H24	2012	14	0	1,587	0	1,572
H25	2013	13	1	1,588	0	1,572
H26	2014	12	0	1,588	0	1,572
H27	2015	11	0	1,588	0	1,572
H28	2016	10	0	1,588	0	1,572
H29	2017	9	5	1,593	7	1,579
H30	2018	8	1	1,594	1	1,580
R1	2019	7	0	1,594	0	1,580
R2	2020	6	0	1,594	5	1,585
R3	2021	5	0	1,594	9	1,594
R4	2022	4	0	1,594	0	1,594
R5	2023	3	0	1,594	0	1,594
R6	2024	2	0	1,594	0	1,594
R7	2025	1	0	1,594	0	1,594
合計			1,594		1,594	

実施方針

別表 6 マンホールポンプ一覧（農業集落排水）（1 / 2）

マンホール ポンプ名称		設置年度		経過 年数 (年)	設置箇所	規格	台数 (台)
		和暦	西暦				
1	奈良川	H14	2002	24	太田上	φ 50mm 0.071m ³ /min×0.4kW	2
2	柴宮橋	R1	2019	7	太田上	φ 50mm 0.013m ³ /min×0.4kW	1
		H30	2018	8	太田上	φ 50mm 0.013m ³ /min×0.4kW	1
3	宮沢橋	R1	2019	7	太田上	φ 50mm 0.028m ³ /min×0.75kW	1
		H30	2018	8	太田上	φ 50mm 0.028m ³ /min×0.75kW	1
4	久那橋	H18	2006	20	久那	φ 65mm 0.299m ³ /min×21.4m×5.5kW INV	2
5	落合	H18	2006	20	久那	φ 65mm 0.299m ³ /min×18.3m×5.5kW INV	2
6	折区	R2	2020	6	久那	φ 65mm 0.299m ³ /min×16.5m×5.5kW	1
		H18	2006	20	久那	φ 65mm 0.299m ³ /min×16.5m×5.5kW	1
7	姥ヶ沢	R2	2020	6	久那	φ 65mm 0.299m ³ /min×7.5m×5.5kW	1
		H18	2006	20	久那	φ 65mm 0.299m ³ /min×7.5m×5.5kW	1
8	柳大橋	H18	2006	20	久那	φ 65mm 0.299m ³ /min×8.8m×5.5kW	2
9	反り	H22	2010	16	別所・巴川	φ 50mm 0.177m ³ /min×11.4m×1.5kW	2
10	下多屋敷	H22	2010	16	別所・巴川	φ 50mm 0.177m ³ /min×6.5m×1.5kW	2
11	細久保	H22	2010	16	別所・巴川	φ 65mm 0.299m ³ /min×16.6m×5.5kW	2
12	田中	H22	2010	16	別所・巴川	φ 50mm 0.177m ³ /min×5.1m×0.75kW	2
13	原田	H22	2010	16	別所・巴川	φ 50mm 0.177m ³ /min×4.1m×0.75kW	2
14	中島	R2	2025	1	別所・巴川	φ 50mm 0.177m ³ /min×5.1m×0.75kW	1
		H22	2010	16	別所・巴川	φ 50mm 0.177m ³ /min×5.1m×0.75kW	1
15	佐久良	H22	2010	16	別所・巴川	φ 50mm 0.299m ³ /min×19m×7.5kW	2
16	上芝久保	H22	2010	16	別所・巴川	φ 50mm 0.177m ³ /min×4.5m×0.75kW	2
17	芝久保	H22	2010	16	別所・巴川	φ 65mm 0.299m ³ /min×10.3m×3.7kW	2
18	花ノ木	H22	2010	16	別所・巴川	φ 50mm 0.177m ³ /min×2.6m×0.75kW	2
19	1号中継ポンプ場	H30	2018	8	小川戸・塚越	φ 50mm 0.16m ³ /min×6.7m×0.4kW	2
20	2号中継ポンプ場	H30	2018	8	小川戸・塚越	φ 50mm 0.22m ³ /min×8.6m×0.75kW	2
21	3号中継ポンプ場	H28	2016	10	小川戸・塚越	φ 50mm 0.14m ³ /min×6.8m×0.4kW	2
22	4号中継ポンプ場	H30	2018	8	小川戸・塚越	φ 50mm 0.12m ³ /min×2.5m×0.4kW	2
23	5号中継ポンプ場	H30	2018	8	小川戸・塚越	φ 50mm 0.14m ³ /min×6.8m×0.4kW	2
24	No. 1	R3	2021	5	明ヶ平・小川	φ 50mm 0.18m ³ /min×3.7m×0.4kW	2
25	No. 2	R3	2021	5	明ヶ平・小川	φ 50mm 0.18m ³ /min×3.7m×0.4kW	2
26	No. 3	R3	2021	5	明ヶ平・小川	φ 50mm 0.18m ³ /min×3.7m×0.4kW	2
27	No. 4	H12	2000	26	明ヶ平・小川	φ 50mm 0.18m ³ /min×3.7m×0.4kW	2
28	No. 5	R3	2021	5	明ヶ平・小川	φ 50mm 0.18m ³ /min×3.7m×0.4kW	2
29	No. 6	R3	2021	5	明ヶ平・小川	φ 50mm 0.18m ³ /min×3.7m×0.4kW	2

実施方針

別表 6 マンホールポンプ一覧（農業集落排水）（2 / 2）

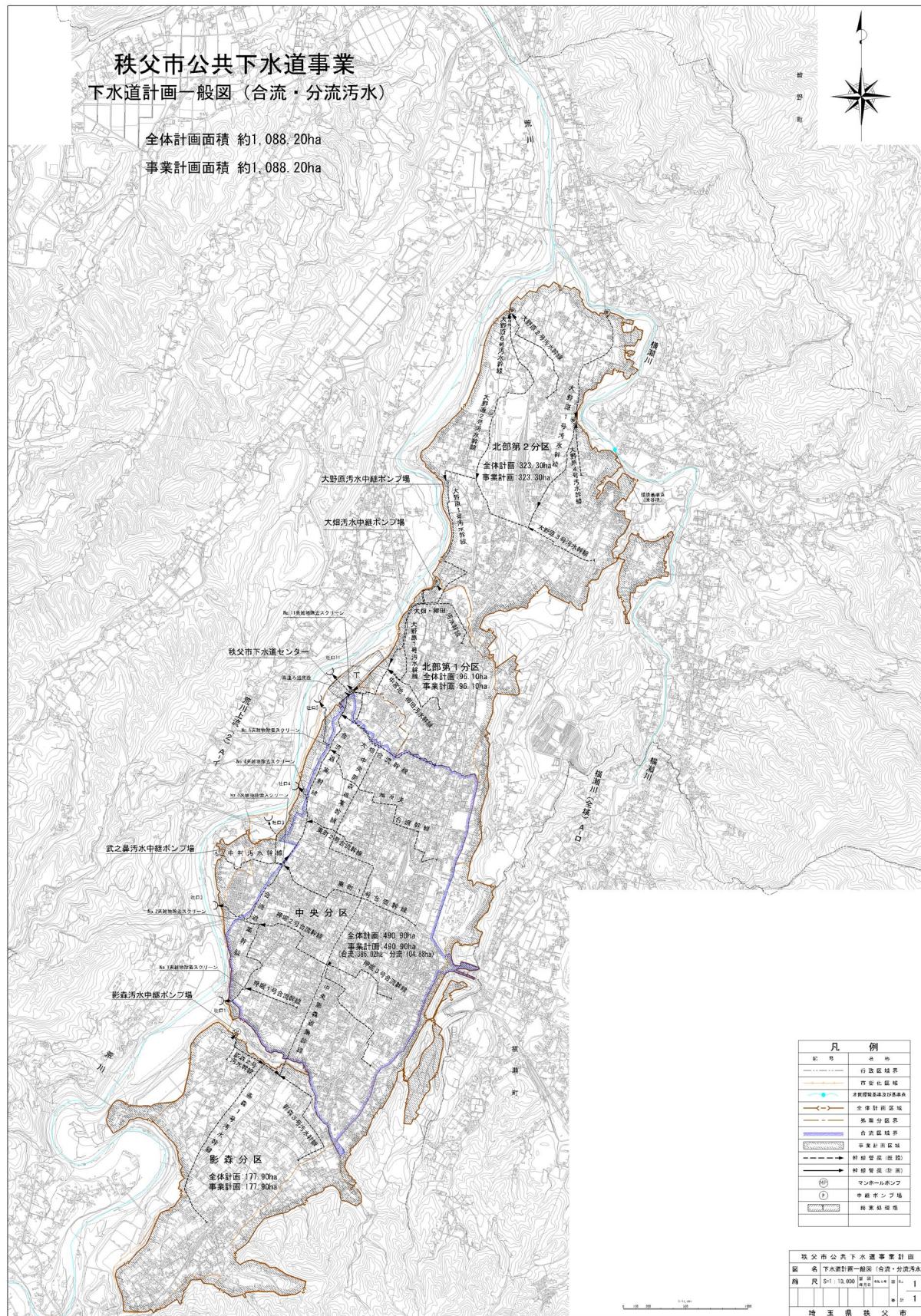
マンホール ポンプ名称		設置年度		経過 年数 (年)	設置箇所	規格	台数 (台)
		和暦	西暦				
30	No. 7	R3	2021	5	明ヶ平・小川	φ 50mm 0.18m ³ /min×3.7m×0.4kW	2
31	No. 8	H12	2000	26	明ヶ平・小川	φ 50mm 0.18m ³ /min×3.7m×0.4kW	2
32	No. 9	R3	2021	5	明ヶ平・小川	φ 50mm 0.18m ³ /min×3.7m×0.4kW	2
33	No. 94	H12	2000	26	女形	φ 50mm 0.071m ³ /min×3.7m×0.4kW	2
34	No. 100	H12	2000	26	女形	φ 50mm 0.071m ³ /min×4.6m×0.4kW	2

別紙3 コンサルタント業務対象業務

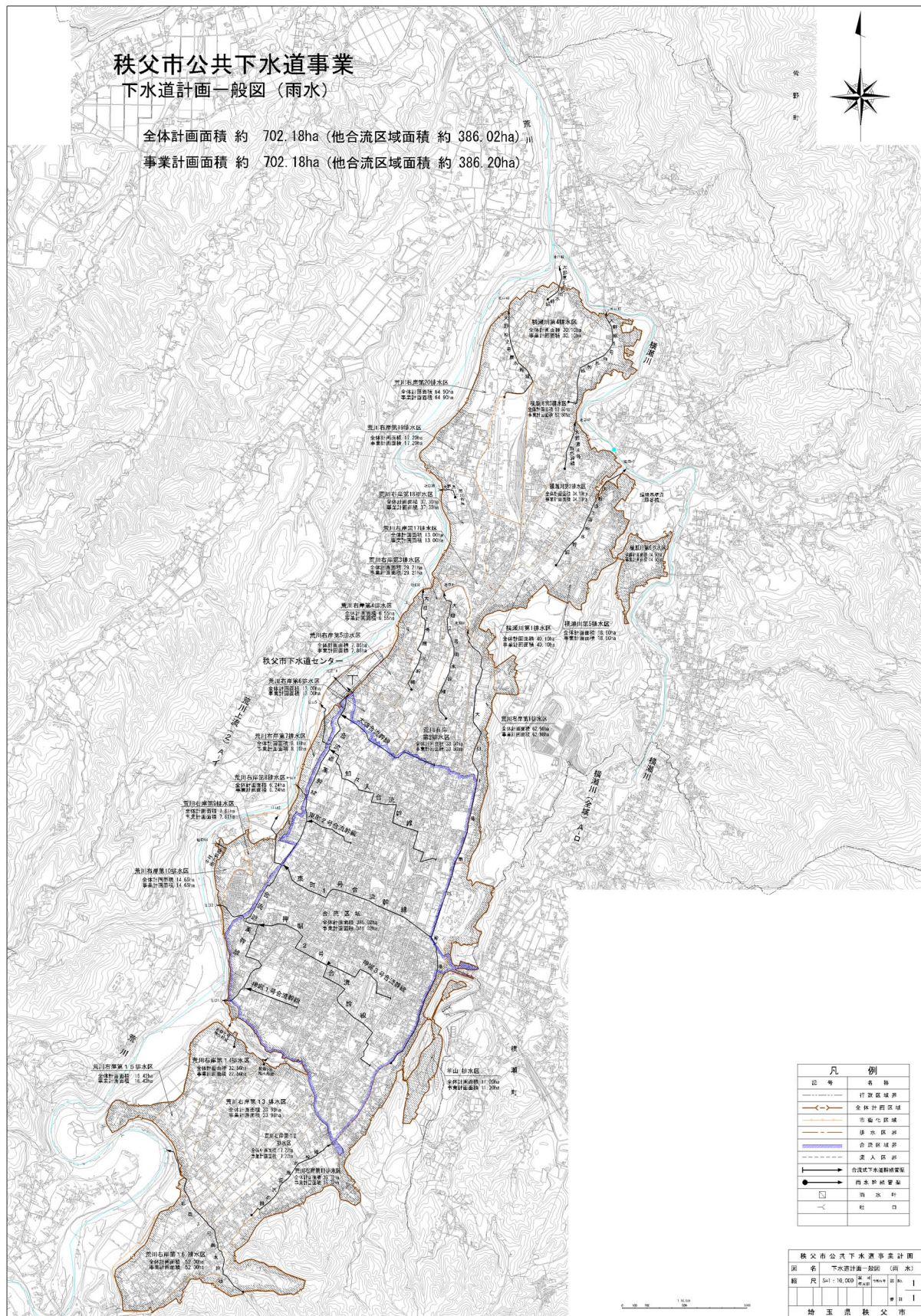
別表 7 コンサルタント業務対象業務一覧

項目	内容
調査業務	雨天時越流水・簡易処理放流水採水調査
計画策定業務	下水道ビジョン策定
	下水道経営戦略策定（農業集落排水事業、戸別合併処理浄化槽事業を含む）
	下水道基本計画・事業計画
	下水道ストックマネジメント計画実施方針改定
	下水道ストックマネジメント修繕・改築計画（管路施設）策定
	下水道ストックマネジメント修繕・改築計画（処理場施設）策定
	下水道ストックマネジメント修繕・改築計画（ポンプ場施設）策定
	下水道ストックマネジメント修繕・改築計画（マンホールポンプ場）策定
	内水浸水想定区域図作成
設計業務	下水道管路施設改築実施設計
	下水道処理場施設・ポンプ場施設改築実施設計
	下水道マンホールポンプ場改築実施設計
	下水道管路施設耐震診断
	下水道処理場施設・ポンプ場施設耐震診断
	下水道処理場・ポンプ場施設耐震診断

別紙 4 下水道全体計画図・施設一般平面図

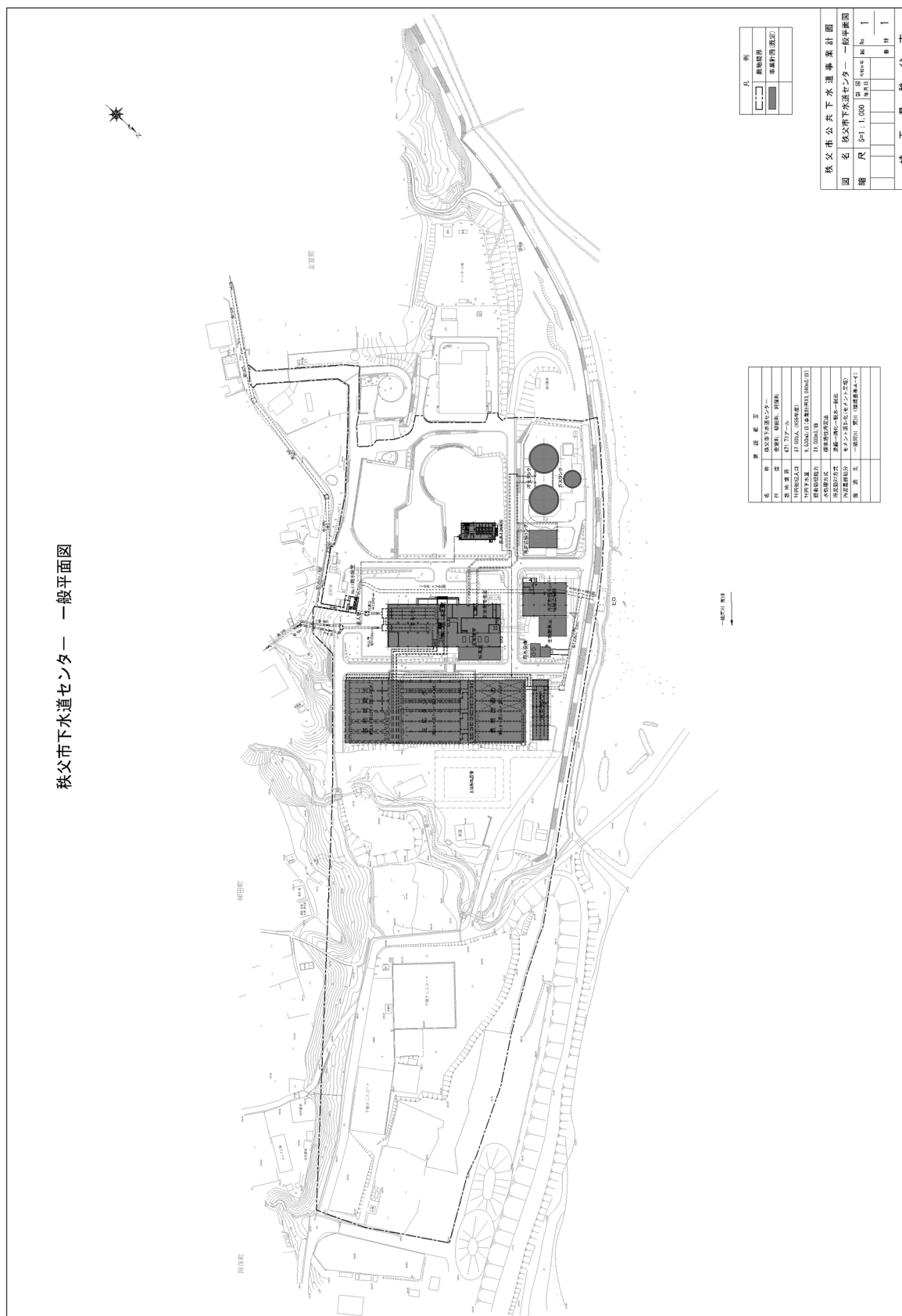


別図 3 下水道事業計画図（汚水）



別図 4 下水道事業計画図（雨水）

秩父市下水道センタ—一般平面図



別紙5 リスク分担（概略案）

別表 8 リスク分担（1／7）

リスク				負担区分	
大項目	中項目	小項目	内容	管理者	事業者
共通	法令・制度 変更	事業に直接関係する 法令等の変更	本事業に直接関係する法令、条 例、基準等の新設又は変更	○	
		広く一般に適用され る法令等の変更	事業者一般に適用される法令、規 則、労働・環境基準等の新設又は 変更		○
	税制変更	契約対価に係る消費 税等の変更	契約対価に直接影響する消費税 率及び地方消費税率等の変更	○	
		法人税等の一般的な 税制度の変更	法人税、事業税その他事業者の利 益・所得等に係る税制度の変更		○
	許認可	管理者が取得する許 認可の取得・遅延	管理者が取得すべき許認可の未 取得、不備又は遅延	○	
		事業者が取得する許 認可の取得・遅延	事業者が取得すべき許認可の未 取得、不備又は遅延		○
	契約手続・ 契約変更	管理者の事由による 契約締結・手続の遅延	議会不承認、発注手続の延期その 他管理者の事由による契約未締 結又は遅延	○	
		事業者の事由による 契約締結・手続の遅延	必要書類の不備、辞退その他事業 者の事由による契約未締結又は 遅延		○
		管理者の事由による 契約変更・解除	管理者の指示、行政判断その他管 理者の帰責による契約変更又は 解除	○	
		事業者の事由による 契約変更・解除	債務不履行その他事業者の帰責 による契約変更又は解除		○
	物価変動	基準幅以内の物価変 動	契約で定める改定基準幅以内の 資材、薬品、電力等の価格変動		○
		基準幅を超える物価 変動	契約で定める改定基準幅を超え る著しい価格変動	○	○
	人件費変動	基準幅以内の人件費 変動	契約で定める改定基準幅以内の 最低賃金、労務単価等の変動		○
		基準幅を超える人件 費変動	最低賃金、公共工事設計労務単価 等の著しい変動	○	○
	金利変動	資金調達金利の変動	事業者の資金調達に係る金利の 変動		○

別表 8 リスク分担（2／7）

リスク				負担区分	
大項目	中項目	小項目	内容	管理者	事業者
共通	不可抗力	一定の負担限度内の不可抗力	契約で定める負担限度額又は割合までの不可抗力による損害		○
		負担限度を超える不可抗力	負担限度を超える地震、洪水、暴動その他の不可抗力による損害・中止	○	○
	第三者損害	管理者の事由による第三者損害	管理者の指示、提供資料又は施設の瑕疵等に起因する第三者損害	○	
		事業者の事由による第三者損害	事業者の業務実施、管理不備又は従業員等に起因する第三者損害		○
		初期リスクの事由による第三者損害	初期リスク設備の固有瑕疵、経年劣化、メーカーサポート不能、予備機欠如その他受注者の合理的管理範囲を超える原因等に起因する第三者損害	○	
		既存施設構造の事由による第三者損害	既存施設構造に起因する浸水・騒音・振動・悪臭等に起因する第三者損害	○	
	住民対応・訴訟	行政判断・事業自体に関する住民対応	行政施策、事業実施の決定又は管理者の指示に対する反対、苦情及び訴訟	○	
		業務実施に起因する住民対応	事業者の業務方法、従業員又は再委託先に起因する苦情及び訴訟		○
	事故・労働災害	管理者の事由による事故・施設損壊	管理者の指示又は提供施設の瑕疵等に起因する事故、火災及び施設損壊	○	
		事業者の事由による労災・事故・施設損壊	事業者の安全管理、操作又は施工の不備に起因する労働災害、事故及び損壊		○
	環境	行政判断等に起因する環境影響	管理者の指示等に起因する水質汚濁、騒音、振動及び悪臭等の環境問題	○	
		事業者の業務に起因する環境影響	事業者の運転、施工又は管理不備に起因する汚染、騒音、振動及び悪臭等の環境問題		○

別表 8 リスク分担 (3/7)

リスク				負担区分	
大項目	中項目	小項目	内容	管理者	事業者
共通	環境	初期リスクの事由による環境影響	初期リスク設備の故障、経年劣化、予備機欠如、メーカー不在による復旧困難等、事業者の通常の維持管理努力では回避困難な原因に起因する汚染、騒音、振動及び悪臭等の環境問題	○	
		既存施設構造の事由による環境影響	既存施設構造に起因する浸水・騒音・振動・悪臭等の環境問題	○	
	情報管理	管理者提供情報・システムの瑕疵	管理者が提供した情報又はシステム自体の瑕疵に起因する損害	○	
		事業者の情報管理に起因する漏えい	事業者の管理、操作又はセキュリティ対策の不備による個人情報等の漏えい		○
	保険	指定保険への加入・免責負担	契約で指定する保険への加入、保険料及び事業者帰責の免責額・対象外損害		○
		保険対象外の管理者帰責損害	保険対象外の損害のうち管理者の帰責により生じるもの	○	
施設・運転管理	既存施設状態	通常の前確認で把握困難な既存施設の瑕疵	基準日前から存在し、通常の前確認では把握困難な施設不具合又は劣化	○	
		把握可能な不具合の見落とし・管理不備	事前確認で把握可能な不具合の見落とし又は開始後の管理不備		○
	施設損傷・盗難	事業者の管理不備による施設損傷・盗難	事業者の管理不備に起因する施設損傷、盗難又は物品の紛失		○
		管理不備によらない施設損傷・盗難	第三者行為その他事業者の管理不備によらない施設損傷又は盗難	○	○
	流入条件変動	計画範囲内の流入水量・水質変動	契約で定める計画範囲内の流入水量及び流入水質の変動		○
	流入条件変動	計画範囲を超える流入水量・水質変動	契約で定める基準値を超える流入水量又は流入水質の変動	○	○

別表 8 リスク分担（4／7）

リスク				負担区分	
大項目	中項目	小項目	内容	管理者	事業者
施設・運 転管理	業務量	当初想定を超える業 務量増大	不可抗力、発注者指示、発注者起 因の施設損傷に加え、初期リスク 設備の劣化又は故障に起因する、 当初想定を超えた点検、応急対 応、監視、清掃、手動運転、仮設 対応等の業務量の増大	○	
		国補助金等に起因す る業務量増大	国補助金等の要望額に対し、国か らの交付額の相違による施設更 新の遅れに起因する業務量の増 大	○	
		事業者の帰責による 業務量増大	事業者の要員計画不備、保守計画 不備、作業効率不良その他事業者 帰責事由に起因する業務量の増 大		○
	修繕	既存施設の潜在不具 合・管理者指示による 修繕	既存施設の潜在的不具合又は管 理者の指示に起因する修繕費	○	
		初期リスクの事由に よる修繕	初期リスク設備の故障、寿命到 来、部品供給停止、メーカー保証 失効、予備機欠如、過去の維持管 理不足又は過去のメーカー外修 繕の影響により修繕が必要とな った場合	○	
		事業者の管理不備・上 限額内の修繕	事業者の管理不備に起因する修 繕又は契約上の上限額内の修繕		○
		原因不明の突発的修 繕	原因が合理的に特定できない場 合であって、初期リスク設備又は 事業開始時点の設備状態に起因 する蓋然性が高いと認められる 修繕	○	
		上限額を超える突発 修繕	修繕上限額を超える突発修繕	○	
	工事	管理者発注工事・管理 者帰責による遅延	管理者が発注した工事、又は管理 者の帰責による遅延	○	
		事業者帰責による遅 延	事業者の帰責による遅延		○

別表 8 リスク分担（5／7）

リスク				負担区分	
大項目	中項目	小項目	内容	管理者	事業者
施設・運転管理	ユーティリティ変動	基準量内・運転管理に起因する使用量変動	基準量内の電力、薬品、燃料使用量及び事業者の運転管理に起因する超過		○
		外部条件・管理者指示による基準量超過	外部条件又は管理者の指示により基準量を超過したユーティリティ使用量	○	○
	施設損傷	事業者の事由による施設損傷	事業者が合理的に実施可能な巡視、点検、保守、応急措置を怠ったことに起因する施設損傷、又は損傷の拡大		○
		事業者の事由による施設損傷	管理者の責めによる施設損傷	○	
		国補助金等の事由による施設損傷	国補助金等の要望額に対し、国からの交付額の相違による施設更新の遅れに起因する施設損傷	○	
		初期リスクの事由による施設損傷	通常損耗、経年劣化又は初期リスク設備に起因する施設損傷	○	
	機能劣化	事業者の事由による機能劣化	事業者の不適切な運転、点検不備、清掃不足、調整不良等に起因する施設機能の低下		○
		管理者の事由による機能劣化	管理者の責めによる施設の機能劣化に起因する機能回復に要する費用	○	
		通常損耗や経年変化の事由による機能劣化	通常損耗又は経年変化による機能回復に要する費用（ただし、適切な保守更新継続を前提とした一般的劣化に限る）	○	
		初期リスクの事由による機能劣化	過去の維持管理不足、事後保全継続、メーカー外修繕、保証失効、メーカー不在等に起因する機能劣化	○	
	廃棄物処理	法令上の排出者責任・既存状態に起因するもの	法令上管理者に帰属する排出者責任及び既存状態等に起因する廃棄物	○	

別表 8 リスク分担（6／7）

リスク				負担区分	
大項目	中項目	小項目	内容	管理者	事業者
施設・運 転管理	廃棄物処理	事業者の業務に起因 する処理量増加・不適 正処理	事業者の運転・施工に起因する廃 棄物量の増加又は不適正処理		○
	要求水準等 契約内容の 未達	初期リスクの事由に よる未達	発注者の指示、更新未実施、初期 リスク設備の故障・能力不足・予 備機欠如その他発注者が引き受 けるべき既存施設条件に起因し て、要求水準又は契約内容を満 たせない場合	○	
		事業者の事由による 未達	事業者帰責事由により要求水準 又は契約内容を満たせない場合		○
		管理者の事由による 未達	事業者が未達のおそれを事前通 知し、合理的な代替措置又は応急 措置を提案したにもかかわらず、 管理者が必要な判断又は修繕・更 新を行わなかった場合	○	
事 業 運 営	業務量・需 要変動	基準数量内の通常の 業務量・需要変動	契約で定める基準数量の範囲内 における受付件数、対象数量等 の変動		○
		基準数量を超える大 幅な業務量・需要変動	基準数量を超える大幅な業務量 又は需要の変動	○	○
	技術革新・ 陳腐化	管理者の指示による 新技術導入・仕様変更	管理者が指示する新技術の導入 又は仕様変更	○	
		事業者の提案による 新技術導入・陳腐化対 応	事業者の提案・判断による新技術 導入又は技術の陳腐化への対応		○
	再委託先・ 構成企業	再委託先の履行不 良・構成企業の変更	再委託先の履行不良、倒産又は構 成企業の変更		○
	引継ぎ	管理者による既存資 料・情報の提供	開始時及び終了時の引継ぎに必 要な既存資料・情報の不足又は提 供遅延	○	
		事業者による引継ぎ 計画・習熟・作業	引継ぎ計画、要員確保、習熟及び 引継ぎ作業の不足又は遅延		○
	事業計画・ 業務範囲変 更	行政判断・管理者指示 による変更	行政判断又は管理者の指示によ る事業計画、用途又は業務範囲の 変更	○	

別表 8 リスク分担（7／7）

リスク				負担区分	
大項目	中項目	小項目	内容	管理者	事業者
事業運営	事業計画・業務範囲変更	事業者の提案・都合による変更	事業者の提案又は都合に起因する事業計画・業務範囲の変更		○
	事業者の財務・履行不能	事業者の破綻・履行不能	事業者の経営悪化、倒産、業務放棄又は履行不能		○
	公租公課・費用負担	管理者の制度変更・指示等に係る費用	管理者の制度変更・指示又は管理者が負担すべき公租公課、手数料及び経費	○	
		事業者の事業遂行に通常伴う費用	事業者の所得、事業遂行等に通常伴う公租公課、手数料及び経費		○

別紙 6 様式集

様式 I

令和 8 年 月 日

秩父市公共下水道ウォーターPPP（管理・更新一体マネジメント）事業に係る説明会

参加申込書

事業者名		ふりがな	
住 所		〒	
参加人数		名	
参加者 連絡窓口	部署・役職		
	氏 名	ふりがな	
	E-mail		
	TEL		
参加者	部署・役職		
	氏 名		
	E-mail		
	TEL		

※1：参加人数は、1 事業者につき 3 名までとしてください。

※2：説明会の当日、受付にて参加申込書に記入している参加者と一致していることを確認するため、
名刺等の身分証を持参してください。

実施方針

様式Ⅱ

提出日 令和 8 年 月 日

秩父市公共下水道ウォーターPPP（管理・更新一体マネジメント）事業に係る質問書

事業者名			
住所			
担当者所属部署・役職		TEL	
担当者氏名		E-mail	

※記載上の注意

- ・ 質問の記載は、別途エクセルの様式Ⅱをダウンロードし、記載すること。
- ・ 同じ内容の質問を異なる資料・箇所に対して行う場合にも、別の質問として記入すること。
- ・ 記入する欄が足りない場合は、行を適宜追加すること。
- ・ 行の追加及び行の高さの変更以外でセルの結合等の表の書式の変更を行わないこと。
- ・ 本様式は、電子メールのファイル添付にて実施方針に示す連絡先に提出すること。
- ・ 質問及び質問に対する回答は、秩父市ホームページにおいて公表する。

	資料名	頁	項目				質問事項
記載例	実施方針	9	第3章	3.3	(1)		「実施方針 ●頁 第●章 ●（●）●」の内容についての質問事項がある場合、左欄に記載例のように該当箇所を記入の上、本欄に質問事項を記入してください。

	資料名	頁	項目				質問事項
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							

